税制についての租研会員の意見調査結果

1 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員(維持会員)、個人会員(通常会員)計 872 人を対象として実施しました。

(1) 目 的

(社)日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査 し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際 の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正 に関する意見等で活用していきたいと考えています。

本年度の調査は新型コロナウイルス感染問題に加えて、ウクライナ情勢により世界的に経済、社会が大きな影響を受けている中で行われました。こうした事態が税制にも影響を及ぼすことはいうまでもありませんが、過去からの調査との一貫性を維持する必要があることから、調査項目についてはこれまでのものをほぼ受け継いでおります。

(2) 対 象

(社)日本租税研究協会加入の会員(維持会員・通常会員・特別会員)のうち、維持会員・通常会員・本協会の役員(会長・副会長・監事・理事)・評議員を対象としました。

対象とした維持会員は、会社(業種としては全業種)、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計 305、通常会員は大学教員、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計 470、本協会の役員・評議員は 97 です(単位・敬称を省略させていただきました)。

(3) 実施期間

令和4年6月27日から7月25日まで。

(4) 方 法

会員意見調査項目を本協会よりインターネット配信し、回答者に直接入力を いただきました。

(5) 回収率

回収率は、全体では14.9%と昨年の11.2%から上昇しました。

2 会員意見調査の特色

調査結果のポイントは以下の通りである。

- ① わが国は多くの政策課題を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき課題として、最も多くの会員があげたのは中長期的な経済成長政策(新成長戦略の推進等)であった(58.5%)。財政健全化と答えた会員も46.9%とほぼ半数が重要性を指摘している。経済成長と財政再建という、当協会が税制のあり方を考える際の基本的視点として提示してきた課題をあげた会員が多い。
- ② わが国においては、政府活動からの国民の「受益」とその財源である「負担」 とが乖離し、「中福祉―低負担」だと言われている。今後、超高齢化のさらな る進行に伴って社会保障支出が増大するが、会員の多くはこれからの社会保 障のあり方として「中福祉・中負担」の制度構築を求めている。
- ③ 今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則としては、「公平性の確保」と答えた会員が半数を超えた。公平性を最重視するという回答が最多であるという傾向は過去から一貫して続いている。国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、税制改革において重視すべき点としては、「経済成長」をあげた会員が最多であった。近年、日本の経済活力は回復しつつあったが、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みにその他の国際情勢が加わっために先行きが不透明であることから、経済成長と答えた会員が多かったと考えられる。
- ④ 個人所得税については、負担構造のあるべき姿についての意見は分かれている。所得税の財源調達機能や再分配機能はどうあるべきかについて議論を深

めることによって、税率、ブラケット幅、控除のあり方などについて検討する 必要がある。

- ⑤ 法人税については、近年、実効税率が引き下げられてきた。しかし、実効税率の引き下げを抑制する動きも出てきている。多くの会員がさらなる引き下げが必要としているが、現状維持と答えた会員も多い。
- ⑥ 消費税については税率が 10%に引き上げられたが、さらなる引き上げが必要 と答えた会員が半数を超えた。これは、財政健全化を日本の最優先課題ととら える会員が多いことを反映したものと考えられる。また、軽減税率については 半数を超える会員が廃止を望んでいる。
- ① 地方税については応益性の強化と複雑な税体系の整理統合を求める会員が 多い。
- ⑧ 炭素税に関しては、多くの会員が慎重な対応を求めている。
- ⑨ 税務コーポレートガバナンスについては企業の取組の適切化・強化が重要とするとともに、企業の取組を尊重し、当局の調査の必要度を決定すべきと考える会員が多い。
- ⑩ 税制一般に関しては、制度が複雑化し、事務負荷、費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

解説

- I 財政及び税制全般について
- 1. 経済及び財政政策全般
- (1) 全般
- 問1 日本が抱える政策課題について

わが国は新型コロナウイルス感染症問題に直面し未だに終息の予想が立っていないが、これまでにも多くの構造問題を抱えていた。そこで、政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねたところ、「中長期的な経済成長政策(新成長戦略の推進等)」と答えた会員が58.5%(昨年56.0%)と最多であった。少子

化による労働力の減少や、グローバルな経済競争の激しさが増す中、国民が安心して暮らせる社会を実現するためにも、経済成長はわが国における喫緊の課題であることをこの結果は示している。また、わが国の国・地方の長期債務残高が歴史的、国際的に最悪の水準となっていることから、46.9%の会員が「財政の健全化」と答えている。昨年の調査結果 53.9%から低下したものの、財政健全化が重要な政策課題であると考える会員は多い。その他に、会員の 4 分の 1 があげた課題は、「資源・エネルギー政策」(34.6%)、「少子化対策」(28.5%)、「自然災害に対する防災・レジリエンスの強化(国土強靭化対策)」(24.6%)であった。

(2)経済及び財政政策

問2 財政赤字と財政健全化目標

新型コロナウイルス感染症関連支出でわが国の財政赤字はさらに膨らんだ。こうした中、中長期的に見た財政健全化についてどのように考えるかをたずねた。「歳出における重点化・効率化・適正化を進める必要がある」と考える会員が56.2%(昨年52.8%)と最多であった。「経済成長を優先し、税収増を活用する必要がある」は26.2%、「消費税などの増税を通じて歳入確保を進める必要がある」は13.9%であり、会員の多くは歳出面での改革が必要と考えている。

問3 財政健全化目標の立法化

財政健全化を進めるためには、法律を制定し健全化目標の達成を義務付けることが必要だとの意見がある。会員に財政健全化目標の立法化についてたずねたところ、「経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する」が 26.9%(昨年 29.7%)と最多であり、「中長期財政計画を閣議決定し、拘束性を強める」もほぼ同数の 26.2%(昨年 28.6%)であった。「財政健全化法を制定」は 21.5%(昨年 19.8%)であり、法制度によって財政規律を強めることの必要性を感じる会員はそれほど多くない。

問 4 歳出削減

問2において歳出面での改革が財政健全化にとって最重要と考える会員が多いが、そこで、現状以上に歳出削減努力をより強化すべき分野を複数回答可でたず

ねたところ、令和 4 年度予算で 36.3 兆円に達し、今後も増加することが予想される「社会保障」と答えた会員が 55.4%(昨年 62.6%)と最多であった。社会保障の効率化、重点化が必要と考えられる。「特別会計、独立行政法人等」も 50.8%(昨年 46.2%)と半数を超えた。その他には、公務員人件費、公共事業、地方交付税をあげた会員が約 4 分の 1 にのぼった。

(3)受益と負担

問 5 受益と負担水準

わが国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉-低負担」だと言われている。このままの財政構造が続くと乖離は一層拡大し、将来世代に負担がのしかかる。そこで、今後の社会保障のあり方をどのように考えるかをたずねたところ、「現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉-中負担」を目指す」と答えた会員が71.5%(昨年79.1%)と最多であった。自己負担や自己責任を強化し、公的サービスを縮小する「低福祉-低負担」は17.7%(昨年9.9%)、「高福祉-高負担に踏み出す」は7.7%(昨年4.4%)にすぎなかった。このように、前間で社会保障の削減が必要と答えた会員が5割を超えたものの、今後の超高齢化の進行と安心して暮らせる社会の実現を考慮すると、負担増もやむなしとする会員が多い。

問 6 国民負担率に関する意識

わが国の国・地方を合わせた国民負担率は46.5%(令和4年度予算、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比)であり、フランス、ドイツといったヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。国・地方の巨額の累積債務残高や高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか、国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ、「50%程度を限度とする」と答えた会員が60.8%(昨年62.6%)と半数を超え、「現状レベルを維持する」は15.4%(昨年17.6%)にすぎなかった。しかし、「60%程度まではやむを得ない」も13.1%にすぎない。この結果は、「中福祉ー中負担」と答えた会員が多いことと整合的である。今後、財政支出の増加が見込まれるとしても、こうした国民負担に対する国民の意識にも配慮し、社会保障の給付水準を検討

する必要がある。

問7 社会保障改革について

社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革が避けられないとしても、膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠である。この点は間 4 でも示されたところである。そこで、社会保障改革のなかで効率化・重点化に優先的に取り組むべき項目をたずねたところ、「医療の効率化(医療提供体制の改革、医療の無駄排除等)」が 66.9%(昨年 70.3%)と最多であった。この回答結果には、超高齢化の進行によって医療費の膨張が避けられないことや、一般病床には余剰がある中で新型コロナウイルス感染症による医療逼迫という問題が発生していることも背景にあるのかもしれない。社会保障は生活保護、年金、福祉等広範囲に及ぶが、医療以外の項目に関しては、「高齢者の負担の見直し(高齢者医療費自己負担割合の引き上げ、介護高齢者の利用者負担の拡大等)」と答えた会員が 43.1%(昨年 50.6%)にのぼった。社会保障費の増加にともなう国民負担増を抑制するためにも、ある程度の自己負担増も必要とする会員も多い。

2. 税制全般

(1)税制改正へ向けての基本的視点

問8 課税原則

財政活動の財源調達手段である課税はどのような時代にあっても、公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。51.5%の会員が「公平性の確保」を重視すべきだとしている。公平性の確保は本調査において過去から一貫して最多であり、税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められる。「簡素性の確保」の34.6%がそれに次ぎ、昨年の25.3%から大きく比率を上昇さ

せた。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからない税制の 仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は簡素なものでなくては ならない。税制においては、軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要が あることを結果は示している。なお、税制が市場メカニズムに歪みを与えてはな らないという「中立性の確保」の比率が10.1%(昨年12.1%)と低かったもの の、この原則を軽視して良いというわけではなく、税の制度設計において重要な 原則であることは間違いない。過去の租研意見でも、「国際的に調和の取れた税 制の構築」等、中立性の原則を重視した主張を行っている。

問9 税制改革にあたって重要な視点

望ましい税制を構築するためには、課税原則に加えて具体的な制度設計の視点が不可欠である。そこで、税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ、会員の 70.0%が「経済成長」をあげた(昨年 65.9%)。欧米先進国に例を見ないスピードと規模で進む少子高齢化や、グローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しているなかで、活力ある社会を実現するためには好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に、現下のコロナ渦をはじめとした厳しい経済情勢を反映した結果である。第 2 位は「安定的な税収の確保」の 40.0%(昨年 41.8%)であった。一昨年は 52.6%にのぼった「国際的な調和」は 33.9%と昨年(29.7%)と同様比率を落としている。この背景には法人税率が引き下げられたことがあるとも考えられる。

間 10 税目別バランスと税制改正

日本の税制は複数の税目から成り立っており、各税の長所を活かしながら租税原則を満たそうとしている。しかし、原則間には往々にしてトレード・オフの関係が見られ、どの原則を重視するかは時代とともに変化するため、望ましい税体系も時代によって異なることになる。日本の課税状況(国税・地方税計)は、令和4年度(予算ベース)で、所得課税が30.5%、法人課税が21.5%、消費課税が34.3%、資産課税が13.6%という税収構造になっている。税制改正を行うにあたり、日本の税収構造をどのように改善させるべきかをたずねたところ、「消費税

をより重視する」と答えた会員が 38.5%(昨年 37.4%)であったが、消費税の税率が引き上げられたこともあって一昨年の 48.4%から比率を低下させた。そして、「消費税と所得税をより重視する」が昨年の 29.7%から 20.0%に低下した。「所得税をより重視する」は 6.9%にすぎず、所得税と消費税という 2 つの基幹税でも、消費税重視の考えが明らかになっている。

Ⅱ 各税目

1. 個人所得税

(1)税収調達機能と所得再配分機能

問 11 個人所得税と税収調達機能

過去に行われた累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで、所得税の負担のあり方についてたずねたところ、「高所得層については増税すべき」が37.7%と最多であり、「現状で妥当」の26.2%を上回った。一方で、20.8%の会員が「中所得層については減税すべき」と答えている。低所得層についても、「減税すべき」が16.9%であったが、「増税すべき」も10.0%であった。このように、個人所得税の今後の負担のあり方については会員の意見は多様である。個人所得課税に関してはその役割についてさらに検討を重ねるべきであると言える。そこで、以下の設問では個人所得税の構造についてたずねた。

問 12 所得階層について

税制改正等の論議においては「中所得層」が話題になることが多い。そこで、会員は中所得層をどのように捉えているかをたずねたところ、「年収 600 万円超 700 万円以下」が最多の 74.6%、「年収 500 万円超 600 万円以下」が 67.7%、「年収 700 万円超 800 万円以下」が 64.6%と続いた。この結果から、中所得層は年収 500 万円から 800 万円の範囲と考える会員が多いことが分かる。

問 13 税制による所得再分配

所得税は所得再分配機能を持つことを特徴としている。所得税の所得再

分配機能はどのようにあるべきかについてたずねた。「所得の再分配効果を強める」と答えた会員が 42.3%と最多であったが、「現行制度を継続する」と答えた会員も 39.2%と、ほぼ同率であった。所得格差が拡大していると言われるわが国において、所得再分配はいかにあるべきか、また、所得税は再分配にどのような役割を果たすべきなのかについて、今後の所得分配状況に注意しながら検討していく必要がある。

(2) 税率と所得控除等

問 14 税率構造と適用ブラケット

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から 45%の 7 段階に区分されている。所得税制における税率構造と適用ブラケットをどのように考えるかをたずねたところ、「税率 10%以下のブラケットの上限金額を下げる」と答えた会員が 29.2%と最多であった(昨年 34.1%)。「ブラケットはそのままで、現行最高税率をさらに 50%まで引き上げる」が 25.4%(昨年 17.6%)、「現行の最高税率はそのままに、税率の刻みを増やす」も 23.1%(昨年 17.6%)であった。「現行の税率構造等を維持する」は 17.7%にすぎず、会員の多くが、税率構造とブラケットの見直しが必要と考えている。しかし、税率構造とブラケットは所得再分配という価値判断の領域に関係することから、そのあり方に関しては会員間でも意見は分かれている。

問 15 給与所得控除の在り方

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの目的を持つといわれているが、長年にわたってそのあり方が議論されてきた。近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、①特定支出控除の見直し、②給与所得控除の上限設定が行われた。こうした中、給与所得控除をどのように考えるかをたずねたところ、「現行で妥当である」が 59.2%と半数を超え(昨年 65.9%)、「給与所得控除を拡大すべき」は 23.1%、「縮小すべき」は 14.6%にすぎなかった。給与所得控除のあり方についての会員の考えは、近年の改正の影響を受けて現状肯定が増えている。

問 16 公的年金等控除

平成30年度改正において多額の所得がある年金受給者には一部上限の設定及び控除額の引き下げが行われた。しかし、公的年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていない。そこで公的年金課税についてどのように考えるかを複数回答でたずねたところ、「多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除の削減や上限を設ける」と答えた会員が50.8%と半数を超えた(昨年45.1%)。高齢者層での所得格差が大きいと言われる中、年金生活者として一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小など、きめ細かな対応を行うことによって所得税における公平性を確保することが必要である。

(3) 金融所得課税の一元化

問 17 総合課税と金融所得課税の一元化

平成23年度の税制改正大綱では「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み、可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされた。また、平成25年度税制改正では金融所得課税の一元化が拡充され、公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能となった。しかし、一方で、年間の所得が1億円を超えると所得税の負担率が下がる「1億円の壁」が存在すると言われ、応能課税の観点から所得税においては総合課税が望ましいとする考えもある。そこで、金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ、「資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進する」と答えた会員が52.3%と半数を超えた(昨年51.7%)。「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対」は20.0%(昨年17.6%)と低かった。多くの会員は金融所得課税の一元化を支持している。

問 18 配当及び株式譲渡益課税

法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げる場合には、個人所得課税における株式配当や株式譲渡益課税について、その負担割合(源泉所得税20%適用)を引き上げるべきとの意見がある。この考え方についてたずねたところ、「金融商品に対する過大な税負担は、金融市場の活性化に悪影響を及ぼすだけではなく、資金が海外流出するおそれがあるので反対」と答えた会員が53.9%と半数を超えた(昨年41.8%)。また、「大企業を中心とした法人は株主とは別個の存在であり、法人税率引き下げと配当や株式譲渡損益とは関係がない」も26.2%(昨年33.0%)であり、多数の会員が引き上げには反対している。

問19 所得税のその他の改正

その他の所得税に関して重要だと思われる改善点について複数回答可でたずねたところ、「働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討する」が50.0%と最多であった(昨年52.8%)。「老後に向けた資産形成の支援のため、NISA等の拡充を図る」の33.9%(昨年31.9%)がそれに続いた。

2. 相続税・贈与税

問 20 相 続 税

平成初頭から課税割合が低下してきた相続税であったが、平成 25 年度税制改正において相続税の基礎控除が大幅に引き下げられたことから、富の格差是正機能は強まったと考えられる。相続税についてどのように考えるかをたずねたところ、「現行のままでよい」と答えた会員が 53.1% (昨年 61.5%) と最多であった。

問 21 贈与税の非課税措置

贈与税については、高齢化に伴う資産移転の時期が遅くなったことを受

け、住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置が手当てされている。一方で、格差固定を防止する観点から一部所得制限が令和元年度改正で加えられ、令和3年度改正で課税強化された。贈与税の非課税措置についてどのように考えるかをたずねたところ、「現行のままでよい」と答えた会員が40.8%(昨年45.1%)と最多であった。

問 22 事業承継税制

わが国の中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から、平成 21 年度税制改正において事業承継税制が導入された。これは、事業承継をする後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予及び免除される制度であり、平成 30 年度税制改正において一部要件の緩和などの見直しが図られた。また、令和元年度税制改正において個人事業者の事業承継税制も導入されている。こうした事業承継税制についてどのように考えるかをたずねたところ、「事業承継税制を拡充する」が 46.9%と最多であったが (昨年 44.0%)、「現行のままでよい」と答えた会員も 43.9% (昨年 44.0%)とほぼ同率であった。ただ、「事業承継税制を縮小 (廃止を含む)する」と答えた会員は 7.7%にすぎず、事業承継税制については一定の理解が得られている。

3. 法人税

(1)法人実効税率と課税ベース

問 23 法人税改革

法人課税については、近年の税制改革の中、実効税率が引き下げられた。 また、令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・ 好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及び カーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置や研究開発税制の見 直しなどが講じられている。さらに令和 4 年度には、成長と分配の好循環の実現に向けて、賃上げに係る税制措置を強化するとともに、スタートアップと既存企業の協業によるオープンイノベーションをさらに促進するための措置などが講じられたところである。一方、G7 では最低法人税率を 15%以上とするコミュニケが採択されるなど、法人税を巡ってさまざまな動きが出てきている。こうした中、今後の法人税改革において重要と考えるものを 3 つ以内でたずねたところ、「法人実効税率」が 40.8%と最多であった(昨年 34.1%)。「研究開発等投資促進税制」の 34.6%(昨年 30.8%)、「外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)」の 33.1%が続いたが、そのほかにも、「課税ベース」「欠損金」「グループ通算制度」をあげた会員も多く、法人税の課題が多岐にわたっていることが明らかになった。

問 24 法人実効税率と企業行動

企業行動にはさまざまな要因が影響を与えるが、法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。諸外国と比較して税率が高い場合、企業行動にどのような影響を与えるかを複数回答可でたずねたところ、「国際的に見ると、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が39.2%(昨年44.0%)と最多であり、「本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合に重要な判断の要素の一つとなっている」も16.2%であった(昨年19.8%)。しかし、「市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素を総合的に勘案しており、法人実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない」と答えた会員も26.9%であり、昨年の19.8%より上昇している。

問 25 法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが、法人税の影響は企業活動を取り巻く環境にも左右される。そこで、10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ、「影響が高まっている」が47.7%と、昨年の58.2%に比べて低下した。一方、「影響に変化はない」

は 46.9%と、昨年の 34.1%から上昇した。このように、法人税と企業活動の関係についても、回答傾向に変化が見られる。

問 26 法人実効税率の水準について

わが国の法人実効税率は平成 30 年度に 29.74%に引き下げられた。一方で、米国バイデン政権の税制改革をはじめとした各国の実効税率を見直す動きが見受けられ、2021 年 6 月の G7 では最低法人税率を 15%以上とするコミュニケが採択され、同年 10 月には多数の国・地域で合意されたところである。こうした動きの中で、地方税を含めた日本の法人実効税率の水準についてどのように考えるかをたずねた。「25%程度まで引き下げたほうがよい」と答えた会員が 41.5% (昨年48.4%) と最多であった。しかし、「現行水準で良い」と答えた会員も 34.6%にのぼっている。法人税が日本国内での企業行動にマイナスの影響を及ぼしていると考える会員は多いが、今後の法人実効税率のあり方についての会員の考えには変化が見られる。

問 27 課税ベースの拡大

税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきた。また、国際的にも法人税率の引き下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われている。こうした実態を踏まえ、法人税の課税ベースのあり方をどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広くなっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない」と答えた会員が39.2%と最多であった。しかし、昨年の50.6%から比率を落としている。「租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる」は23.1%と、昨年より比率を上げている(昨年17.6%)。

問 28 受取配当益金不算入

法人の受取配当については、持ち株割合が3分の1超の株式配当の場合はその全

額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%が益金不算入となっている。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えるかをたずねたところ、「受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当等を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱う」と答えた会員が63.9%に達した(昨年71.4%)。法人税が所得税の前取りである限り、法人間の受取配当は、二重課税防止の観点から課税することには問題があるという指摘である。

問 29 繰越欠損金の損金算入の見直し

大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ(平成27年度に所得の65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%)られた。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。

「長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期間にする」が43.9%(昨年42.9%)と最多であり、「繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は小さすぎる」の41.5%が続いた(昨年39.6%)。「損金算入割合について、現行制度は妥当である」は23.9%にすぎなかった(昨年20.9%)。法人税における欠損金の繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度であり、繰越期間、規模(割合)ともに多くの会員が改正の必要性を指摘している。

問 30 中小法人税制の見直し

法人税法上、中小法人は資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当している。中小法人に対する法人税率(国税)は、原則23.2%(令和3年度)であるが、800万円以下の所得に対しては軽減税率19%が適用され、さらに租税特別措置により15%に軽減されている。また、令和3年度改正においても中小企業支援に関する手当が行われた。そこで、中小法人に対する措置についての考えを複数回答可でたずねたところ、「高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることはさらに見直す」が40.8%(昨年40.7%)と最多であったが、「中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、課税強化には、慎重を要する」と答えた会員もほぼ同じ比率の40.0%にのぼった。「中小法人と個人事業者との選択

に税制上の歪みが生じないように税制を見直す」も32.3%であり、中小法人税制 については会員間で意見がまとまっているとは言えない。

問 31 研究開発等投資促進税制

経済活力の基盤として研究開発投資は重要である。世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いている。わが国でも、研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、オープンイノベーション型及び総額型の研究開発税制について、積極的に見直しが行われたところである。研究開発税制についてどのように考えているかをたずねたところ、「研究開発税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、適用対象範囲なども含め積極的に拡充する」と答えた会員が33.9%(昨年30.8%)と最多であった。「研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする」と答えた会員も21.5%(昨年23.1%)にのぼった。このように多数の会員が研究開発投資の重要性と、投資促進のための税制上の措置の必要性を認識しているが、このことは、少子化にともなう人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済において、生産性を向上させることが不可欠であり、したがって、イノベーションの重要性がさらに高まっていることを示すものである。

問 32 特別試験研究費税額控除制度

大学、国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセンティブ措置である特別試験研究費税額控除制度が平成5年度税制改正で創設され、その後、支援対象の拡大、一部の控除率引上げ及び控除上限の引上げ等の改正が行われている。この制度について望むことは何かを回答3つまででたずねた。「特別試験研究費の額の認定、監査及び確認手続きの簡素化」と答えた会員が45.4%と(昨年50.6%)と最多であった。その他にも、「税額控除額等のインセンティブの拡大」「契約に記載すべき事項等の簡素化」と答えた会員がそれぞれ31.5%であった。また、「特別試験研究費の額の算定方法の簡素化」も25.4%と、簡素化を望む会員が多い。税によるインセンティブ

を強めるためには、利用しやすい制度の構築が必要である。

(2) 法人関連税制

問33 グループ通算制度

令和2年度改正では、制度の簡素化とグループ経営の効率化に資する環境整備の観点から連結納税制度が見直され、損益通算等の調整を行いつつグループ内の各法人が個別に申告するグループ通算制度に改められ、経過措置を講じた上で、令和4年4月1日開始事業年度から適用が始まっている。この新たな制度についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「グループ通算制度において法人事業税、法人住民税への導入を検討して欲しい」が28.5%(昨年29.7%)と最多であったが、「グループ通算制度は適用を開始していないので、わからない」と答えた会員も23.1%(昨年26.4%)にのぼった。その他の項目も含めて、グループ通算制度についての回答は分散している。

(3)企業会計と法人税法との乖離

問 34 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行にともない企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされている。そこで、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「資産の減損」が 46.9%と最多であり(昨年 58.2%)、「引当金、偶発債務、偶発資産」の 33.9%(昨年 36.3%)、「収益認識基準」の 30.8%(昨年 29.7%)が続いた。その他 20%以上の会員があげた項目は「無形資産」 25.4%(昨年 29.7%)、「有形固定資産」 24.6%(昨年 26.4%)であった。

問 35 確定決算主義

確定決算基準は、課税の簡便性と便宜性を確保するとともに、確定した決算に表明された企業の意思を重視することによって課税所得の計算の信頼性、客観性を担保し、課税における安定性を確保しようとするものである。企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定決算主義については、「実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行う」と答えた会員が54.6%(昨年52.8%)と最多であり、「所得計算の妥当性を確保しつ

つ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持する」の 33.1% (昨年 39.6%)が続いた。「確定決算主義は廃止する」と答えた会員は 13.1% (昨年 5.5%)と少数であった。確定決算主義は調整を加えながら維持していく必要性があることを示している。

(4) 税制の予測可能性

問36 課税上の取扱いや租税負担に関する予測可能性

企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり、活動に影響を 及ぼす税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおい て、不透明であったり、特に、予測可能性を高めるべき領域があるかを複数回答 可でたずねたところ、「外国子会社合算税制(タックスへイブン対策税制)」が 50.0%(昨年52.9%)であり、「移転価格税制」の48.5%(昨年52.8%)、「組織 再編税制(クロスボーダー)」の40.0%(昨年41.8%)が続いた。このように、グ ローバル化した企業活動を反映した結果が出ている。

4. 国際課税

問 37 租税条約

近年、税務当局間の国際的なネットワークの拡充が進展しており、多数の二国間租税条約の改定や新規締結が進むとともに、税務行政執行共助条約と BEPS 防止措置実施条約(MLI)が発効している。こうした状況変化の中で、さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「源泉地国課税の減免等の促進」の 42.3%が最多であり(昨年 44.0%)、「租税条約の適用手続きの簡素化」が 40.8%(昨年 46.2%)が続いた。また、「投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結、改定の促進」も 35.4% (昨年 36.3%)と、多くの会員があげている。

問 38 移転価格税制

BEPS 最終報告書を踏まえ、移転価格税制では文書化や無形資産に係る事項を中心に見直しがなされ、特に無形資産取引に関し、割引現在価値等の評価技法や、予測と乖離する結果を基に課税する場合の根拠規定などが整備されたところであ

る。我が国の移転価格税制について、今後改正すべき項目はどれかを複数回答可でたずねた。「文書化等に関する事務負担の軽減」と答えた会員が 56.2%(昨年 65.9%)と最多であり、「相互協議の円滑な推進」が 39.2%(昨年 41.8%)であった。

問 39 外国子会社合算税制 (タックスヘイブン対策税制)

我が国の外国子会社合算税制(タックスへイブン対策税制)は、平成 29 年度改正で、従来の仕組みを活かしつつ取引ごとの判定のウェートを高め、租税回避防止立法としての主旨の明確化が図られた。その後、国税庁からの通達や Q&A の公表があったほか、令和 2 年度改正まで部分的な修正が行われている。現行制度に関し、どのような評価や問題に関心を持っているかを複数回答可でたずねた。「制度は複雑化しており、予測可能性や事務負担の面での一層の改善(さらなる通達・指針等の公表を含む)を望みたい」と答えた会員が 62.3%と半数を超えた(昨年 63.7%)。また、「デジタル経済への対応における最低税率(第二の柱)との関係を含め、外国子会社合算税制の適用について、海外展開を行う我が国企業にとっては引き続き注視しなければならない状況にある」の 49.2%が続いた。「評価できるが、判定方法や対象範囲、計算方法など制度上の改善点は依然として多いと感じる」と答えた会員も 35.4%(昨年 39.6%)にのぼった。

問 40 デジタル経済への対応

0ECD/G20 では、BEPS 最終報告書で合意に至らなかったデジタル経済の進展への対応について、BEPS 包摂的枠組みを立ち上げ、企業の利得に関する「PE なければ課税なし」とする原則の見直し(第1の柱)と、軽課税国への利益移転への効果的な対処あり方(第2の柱)を検討してきた。2021年10月には、二つの柱における制度の骨格に関し同枠組みの参加国の殆ど(137カ国)が合意し、2022年中の多数国間条約の署名と2023年中の実施を目指し、国内法化のためのモデル準則の公表などが続いている。進展するデジタル経済への国際課税上の対応のあり方について、現時点でどのような印象や考えを持っているかを複数回答可でたずねた。「第二の柱で合意された上記の仕組みは、タックス・ヘイブン対策税制などの既存の

租税回避防止措置との重複が多いと感じている。国内法化に際しては重複の排除や簡素化が欠かせない」と答えた会員が 52.3%と半数を超えた。 2023 年中の実施はあまりに性急で、現実的ではない」と答えた会員も 37.7%にのぼった。

5. 消費税

(1)消費税率の引き上げと使途・軽減税率

問 41 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅

消費税率引き上げが令和元年 10 月に実施されたが、現在よりも高齢化率が高まる 2030 年頃を想定して消費税率はどの程度が妥当かをたずねた。「10%」が妥当とする会員が最多ではあったが、比率は 28.5%(昨年 20.9%)であり、多くの会員が消費税率のさらなる引き上げを必要と感じている。しかし、税率水準については、「13~15%」が 23.9%(昨年 30.8%)、「15~18%」、「20%」がそれぞれ同率の 12.3%と、引き上げ幅についての意見は分かれている。

問 42 使途及び目的税化

税制抜本改革法では、消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされている。今後、消費税率のさらなる引き上げが行われたとき、消費税の使途はどのようにすべきかをたずねた。「消費税の増税を国民に理解してもらうためには、現行の目的税化はやむを得ない」、「税の基本からすれば一般税であることが望ましく、使途の硬直化に繋がる危惧があるため目的税化には反対」が33.9%と同じ比率であった(昨年は「やむを得ない」が36.3%、「反対」が33.0%)。また、「社会保障以外の歳出を促してしまうことのないよう、使途は限定する必要がある」も33.1%(昨年28.6%)にのぼった。このように、使途に関しては会員の意見は分かれているが、消費税の一般財源化にこだわらないと考える会員が多い。

問43 軽減税率の適用

わが国消費税の特徴は、非課税の範囲が小さく、税率が標準税率に統一されていたことであったが、税率の10%への引上げとともに、軽減税率制度が導入された。そこで、軽減税率制度についてたずねたところ、会員の半数以上(55.4%)が「軽減税率は、制度としての弊害が多いため、廃止する」と答えた(昨年56.0%)。低所得層への配慮が必要だとしても、軽減税率以外の方法で行うことも検討すべきである。

(3) インボイス制度

問 44 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が制度化された。インボイス制度の導入についての考えを複数回答可でたずねたところ、「事務手続きが複雑になるので、現在制度化されているような簡易な制度が必要」と答えた会員が 42.3% (昨年 49.5%) と最多であった。

(4)消費税の転嫁

問 45 消費税の転嫁について

消費税は最終的に消費者が負担することが予定されている税であるが、そのためには、転嫁が円滑に行われる必要がある。そこで、円滑かつ適正な転嫁が確保されるためには、どのような対策が有効かをたずねた。「不公正な取引の検査、監視の強化」と答えた会員が29.2%と最多であり(昨年20.9%)、「消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知」の20.0%(昨年25.3%)が続いた。「新たな施策を追加する必要はない」は6.2%にすぎず、消費税の転嫁を円滑に行えるようにするための環境整備が必要であると会員の多くは考えている。

6. 地方税

(1) 地方税のあり方

問 46 地方税のあり方

地方税のあり方について複数回答でたずねたところ、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行う」と答えた会員が56.2%(昨年62.6%)と最多であり、「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底する」も31.5%(昨年39.6%)にのぼった。地方税体系の簡素化と地方財政における受益と負担の連動を求める会員が多い。

(2)個人住民税

問 47 個人住民税

個人住民税は固定資産税と並ぶ地方の基幹税である。現在、税率構造は比例税であり、国税の所得税と比べて応益課税としての性格を強く持っていると言われている。今後の個人住民税のあり方として要望したい点を複数回答可でたずねたところ、「現行制度を維持する」が36.2%と最多であった(昨年37.4%)。「前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する」は、昨年は40.7%と最多であったが、今年は29.2%に低下した。「均等割(市町村民税:年3.5千円、道府県民税:年1.5千円)については、引き上げる」は25.4%(昨年22.0%)であった。個人住民税は「地域社会の会費」的性格を最もよく表していることから、地方の基幹税としてのあり方をさらに検討すべきであろう。

(3)法人住民税·法人事業税等

問 48 法人住民税·事業税

法人住民税、法人事業税のあり方をどのように考えるかを複数回答可でたずねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させる」と答えた会員が68.5%(昨年64.8%)と最多であった。「外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等、仕組みが複雑であるので、簡素化する」も43.9%と半数近い会員があげた(昨年50.6%)。税の簡素化を求める会員が多い。

(4)固定資産税

問 49 固定資産税

償却資産に対する固定資産税のあり方をどのように考えるかを複数回答可でたずねたところ、「償却資産に対する固定資産税は、廃止をする」が63.9%に達した。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の公共サービスとの間の関連性は希薄であり、課税の是非を含めて検討すべきという考えが背景にあると考えられる。

7. その他の税制等

(1)環境関連税制

問50 グリーン社会の実現と税制

日本は、グリーン社会の実現を目指し、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言した。グリーン社会の実現と税制についての考えをたずねた。「炭素税は、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、既存税制の評価を行った上で、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である」と答えた会員が50.8%と半数を超えた(昨年44.0%)。また、「炭素税を導入することは、カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い、イノベーションを阻害し、グリーン社会の実現に逆行するので反対である」が16.9%(昨年13.2%)、「炭素税を含む経済的手法は、企業の研究開発や設備投資の原資を復進するものに限って導入すべきである」が15.4%(昨年17.6%)であった。これに対して「地球温暖化防止のためには、炭素税の拡充を含む税制のグリーン化により、CO2排出抑制を図ることで、グリーン社会を実現する必要がある」と答えた会員は15.4%(昨年18.7%)にすぎなかった。このように、炭素税の拡充には慎重な考えを持つ会員が多い。

問 51 車体課税

車体課税については、令和元年度改正において、(1)自動車取得税は、消費税率

10%への引き上げ時にあわせて、令和元年10月から廃止、(2)自動車重量税及び自動車税、軽自動車税は、エコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ、見直しが行われたところである。このような中、自動車重量税のあり方をどう考えるかを複数回答可でたずねたところ、「自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に合わせ軽減する」と答えた会員が40.0%(昨年34.1%)と最多であり、「自動車重量税は道路整備という課税根拠がなくなっているので、廃止をする」が24.6%であった。一方、「自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担を明確化し、目的税化する」が25.4%、「グリーン化機能及び環境性能割の維持・強化を図る」も19.2%であった。このように自動車重量税についての会員の意見は分かれている。

Ⅲ 税に関する意識及び納税環境の整備

問 52 税務に関するコーポレートガバナンス

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であるとの観点から、税務当局はその充実に向けた取組を推進している。税務コーポレートガバナンスにおける取組をどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「指揮・監督等に対するトップマネジメントの適切な関与が必要」と答えた会員が57.7%と最多であり、「経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要」が50.0%、「企業の取組をできるだけ尊重し、調査の必要度を決定すべき」が49.2%に達した。いずれも、「企業の自主的な取組み」に重きを置くべきとする回答である。

問 53 企業の税務ガバナンス

グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスが重要な位置付けとなっている。これからの税務ガバナンスにおける重要な点を複数回答可でたずねたところ、会員の 56.2%が「経営層の理解度・認知度の向上」をあげ(昨年 60.4%)、「本社の税務人員の強化」の 53.1%(昨年は 57.1%)が続いた。その他の事項につい

ては、「税務情報のアップデート・収集」が43.1%(昨年50.6%)であった。

問 54 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は平成 28 年 1 月から行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の 3 分野で利用が始まった。また、金融分野、医療分野にも利活用が拡大されつつあるなど、複数の機関に存在する個人情報を確認し、制度の効率性、透明性を高める社会的基盤となっている。このマイナンバー制度についての考えを 3 つ以内でたずねた。「国民の利便性を高めるため、社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことが望まれる」と答えた会員が 50.8%(昨年 65.9%)と半数を超えた。また、「行政の効率を高めるため、各行政機関が所掌の分野にとどまらず、さらに横断的に番号の利活用をすすめるべき」が 44.6%(昨年 55.0%)にのぼった。しかし同時に、「個人情報の漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、官民ともに徹底した情報管理を望む」と答えた会員も 45.4%(昨年 45.1%)に達しており、マイナンバー制度については、セキュリティを確保しながら、積極的に活用すべきと考える会員が多い。

問 55 納税者の知見・意識の向上

国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税意識を高めるために、どのような施策が有効かを複数回答可でたずねた。「学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく」と答えた会員が 76.2%に達した (昨年76.9%)。また、「広報活動を持続的、かつ、幅広く実施する」も 50.0% (昨年49.5%)であった。

問 56 納税環境の整備

租税原則に沿って税制が設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで、どのような環境整備が重要かをたずねた。主たる回答としては、「電子申告、電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みをさらに推進する」が60.8% (昨年65.9%)、「予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制

度や相談体制を充実させる」が46.2%(昨年53.9%)、「地方税申告・納付の簡素 化を図る」が44.6%(昨年50.6%)となった。租税制度の改革が重要であることは 言うまでもないが、納税環境や徴税効率にも十分な配慮が必要である。

IV 当協会へのご要望等

(略)

(公社) 日本租税研究協会 維持(法人)会員 租研役員・評議員 诵常(個人)会員 全体 送付数 送付数 305 送付数 97 送付数 470 872 回収数 回収数 回収数 19 回収数 50 130 回収率 20.00% 回収率 19.59% 回収率 10.64% 回収率 14.91% I. 財政及び税制全般 1.経済及び財政政策全般 <u>(1)全般</u> 日本が抱える政策課題 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は依然として世界的に社会・経済に大きな影響を及ぼしています。加えて、 ウクライナ情勢の影響により国際情勢も不透明な状況が続いているところですが、日本が取り組むべき構造的な政策 自然災害に対する防災・レジリエンスの強化(国土強靭化対策) 19.7% 12 イ) 5 26.3% イ) 15 30.0% イ) 24.6% イ) 口) 社会資本の充実・強化 口) 6.6% 口) 5.3% ロ) 5 10.0% 口) 10 7.7% 中長期的な経済成長政策 79.0% 20 41 67.2% 15 40.09 76 58.5% デフレ対策 =二) =) =) = 0.09 12.09 2 3.3% 0 6 -8 6. 2% ホ) 経済貿易連携の推進(TPP等) ホ) 1.6% ホ) 5.3% ホ) 4.0% ホ) 3.1% 規制改革 5.3% 2 4.0% \sim) 10 16.4% 1 ~) 13 10.0% 卜) 行政改革 4.99 0 0.092.09 3.19チ) 新たな税制・抜本的改革 チ) チ) 14.8% チ) 15.8% 13 26.09 チ) 19.2% リ) リ) 財政の健全化 IJ) 30 49.2% IJ) 9 47.4% IJ) 22 44.09 61 46.9% 持続性のある社会保障の構築 ヌ) ヌ) 13 21.3% ヌ) 3 15.8% ヌ) 9 18.0% ヌ) 25 19.2% 地方創生(まち・ひと・しごと創生) 0 0.0% 0 0.0% ル) 2.09 ル) 0.8% ヲ) ヲ) 27.9% ヲ) 10.5% ヲ) 36.0% ヲ) 28.5% 少子化対策 17 2 18 37 ワ) 文教・科学技術の振興 ワ) ワ) 0 0.09 ワ) 14.0% ワ) 5.4% 0.09カ) 資源・エネルギー政策 力) 力) 力) 25 41.0% 7 36, 89 13 力) 26.0945 34.6% 4.0% 日) グリーン社会の実現 **ヨ**) 12 19.7% **3**) 5 26.3% ョ) 2 **∃**) 19 14.6% タ) デジタル化の加速 タ) タ) タ) タ) 10 16.4% 5 26.3% 14 28.0% 29 22.3% (2)経済及び財政政策 【問2】 財政赤字と財政健全化目標 新型コロナウイルス感染症関連支出でわが国の財政赤字はさらに膨らみました。中長期的に見て財政構造改革は依然 として重要な政策課題ですが、財政健全化に関して、あなたの考え方に近い選択肢はどれですか。 歳出における重点化・効率化・適正化を進める必要がある。 36 59.0% 13 68.49 48.09 56. 29 消費税などの増税を通じて歳入確保を進める必要がある。 口) 口) 15.8% 口) 18.0% 口) 13.9% 9.8% 3 9 18 6 経済成長を優先し、税収増を活用する必要がある。 ハ) 18 29.5% 11) 1 5. 39 ハ) 15 30.0% 11) 34 26. 2% その他(具体的にご記入ください) 3 4.9% 二) 10.5% =) 2.0% 二) 4.6% 6 【問3】 財政健全化目標の立法化 |財政健全化推進のためには、諸外国の例を参考に法律を制定し、財政健全化目標の達成を義務付けたほうがよいとの 意見がありますが、どのようにすべきと考えますか。 財政健全化法を制定する 30.09 21.59 9 14.8% 21. 19 イ) 15 イ) 28 イ) イ) 4 中長期財政計画を閣議決定し、拘束性を強める。 口) 20 32.8% 口) 5 26.39 口) 9 18.0% 口) 34 26. 2% 経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する。 19 31.2% ハ) 31.6% ハ) 10 20.0% 八) 35 26.9% 6 経済成長を通じて税収増を目指すことが重要であり、財政健全化目標のあり方は、有事には柔軟性をも許容する 二) 11 18.0% 二) 2 10.5% 二) 13 26.0% 二) 26 20.0% 現在の形のままで良い。 ホ) その他(具体的にご記入ください) ホ) ホ) 5.3% ホ) ホ) 2 3.3% 3 6.09 6 4.6% 1 【<u>問4】 歳出削減</u> 高齢化の進展に伴う社会保障費の増大等により、わが国の累積債務はさらに増大します。財政健全化に向けて、歳入 面での見直しとともに、歳出面での思い切った効率化・重点化は避けて通れないようにも思えます。その場合、今 |後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。(複数回答可、計数は復興予算込み) イ) 社会保障(令和4年度予算 36.3兆円) 35 57.4% イ) 14 73.7% イ) 23 46.0% 55.4% イ) イ) 口) 公共事業(6.1兆円) 口) 18 29.5% 口) 5 26.3% ロ) 9 18.0% 口) 32 24.6% 防衛 (5.4兆円) 6.6% 5.39 10.09 ハ) 10 7.7% 文教·科学振興(5.4兆円) 二) 二) =) =) = 0 0.0%0 0.092 4.09 2 1.5% ホ) 地方交付税等(15.9兆円) ホ) 15 24.6% ホ) 5 26.3% ホ) 11 22.0% ホ) 31 23.9% 公務員人件費(5.3兆円) 15.8% 22.0% 36 27.7% \sim) 22 36.1% 3 \sim) \sim) 11 特別会計、独立行政法人等 34 55.7% 9 47.4% 23 46.09 ト) 66 50.8% 削減すべきものはない チ) チ) 0.0% チ) 0.09 チ) 14.09 5.4% リ) その他(具体的にご記入ください) リ) リ) リ) リ) 5.3% 2.09 3.9% 3 4.9% 1 5 (3)受益と負担 【問5】 受益と負担水準 我が国においては、国民全体が受ける社会保障が「中福祉ー低負担」になっており、その財政負担を将来世代へ先送 りしている状況です。今後、少子高齢化の進展に伴い支出がさらに増加することになりますが、今後の社会保障のあ |り方としてどのような方向性が望ましいでしょうか。 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについて イ) イ) 11 18.0% イ) 21.1% イ) 8 16.0% イ) 23 17.7% 4 「低福祉―低負担」とする ロ) 現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉-中負担」を目指す。 71.5% 口) 46 75.4% 口) 14 73, 79 口) 33 66.09 口) 93 「より安心な社会」を目指し、それに見合う負担が望ましく、「高福祉-高負担」に踏み出す。 八) 6.6% 八) 0 0.0% 八) 12.0% 10 7.7% ニ) その他(具体的にご記入ください) 5.3% 3.3% 0.0% 3 2.3% 1 【問6】 国民負担率に関する意識 我が国の、国・地方をあわせた国民負担割合は46.5%(令和4年度予算、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国 民所得比)です。膨大な累積債務残高や一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が40%の実状からすれば、国民 の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われます。国民負担率については、どの程度までなら許容できますか。 (参考) 各国の国民負担率 (日本は令和4年度、日本以外は令和元年) 日本46.5% アメリカ32.4% イギリス46.5% ドイツ54.9% フランス67.1% スウェーデン56.4% イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。 8.2% 22.0% 5.3% 13. 1 ロ) 50%程度を限度とする。 63.9% 口) 79.0% 口) 50.0% 口) 60.8% 口) 39 15 25 79 現状レベルを維持する。 11) 13 21.3% */*\) 5.3% 6 12.09 *7*\) 20 15.4% 二) 現状でも、負担レベルが高く、負担レベルを下げる。 5.3% 二) 3 4.9% 二) 12.0% 二) 10 7.7% ホ) その他(具体的にご記入ください) ホ) ホ) 5.3% ホ) ホ) 3.3% 2.0% 3.1% 2 1 4 【問7】 社会保障改革について 社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、膨張を続ける社会保障関係費の抑制及 びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在、社会保障改革のなかで効率化・重 点化に向けた検討課題として挙げられている下記の項目のうち、優先的に取り組むべきものを3つ以内でお選びくださ (参考) 令和4年度一般会計予算における主な社会保障関係費の内訳 年金給付費(12.8兆円)、医療給付費(12.2兆円)、介護給付費(3.6兆円)、少子化対策費(3.1兆円)、 生活保護費負担金(2.8兆円) イ) 医療の効率化(医療提供体制の改革、医療の無駄排除等) 39 63.9% イ) 14 73. 79 68.0% イ) 66.9% ロ) 生活保護の適正化 口) 16 26.2% 口) 10.59 口) 17 34.0% 口) 35 26.9% ハ) 少子化対策(子育て支援なども含む) 32.0% 36.9% ハ) 27 44.3% 26.3% 48 ノヽ) 5 ノハ) 16 ノヽ) サービス単価の抑制(薬価・調剤報酬・介護報酬等) 31.69 二) 13 26.0% 二) 23 17.7% 6.69ホ) 高齢者の負担の見直し(高齢者医療費自己負担割合の引き上げ、介護高齢者の利用者負担の拡大等) ホ) 63.2% ホ) 13 26.0% ホ) 31 50.8% ホ) 12 56 43.1% 年金支給開始年齢の引き上げ \sim) \sim) 9.8% 10.5% \sim) 9 18.0% 17 13.1% 年金給付額の引き下げ 4.99 10.5% 2.094.6% チ) 高所得者の年金給付額の引き下げ 20 32.8% 6 31.6% 9 18.09 35 26.9% デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底 IJ) 13 21.3% IJ) 2 10.5% IJ) 2.0% 11) 16 12.3% ヌ) 年金保険料の引き上げ(標準報酬上限の引き上げを含む) ヌ) 0 0.0% ヌ) 0 0.0% ヌ) 3 6.0% ヌ) 3 2.3% ル) 基礎年金の加入期間の延長 ル) ル) 5.3% ル) 14.0% ル) 2 3.3% 1 7 10 7.7% その他(具体的にご記入ください) ヲ) ヲ) 5.3% ヲ) ヲ) 4.9% 4.0% 6 4.6%

<u>2. 税制全般</u> (1)税制改正に向けての基本的視点 【問8】 租税原則												
次の租税原則のうち、税制改正において、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。												
イ) 公平性の確保 ロ) 中立性の確保 ハ) 簡素性の確保 ニ) その他(具体的にご記入ください)	イ) ロ) ハ) ニ)	32 6 22 2	52. 5% 9. 8% 36. 1% 3. 3%	口)	12 1 5 1	63. 2% 5. 3% 26. 3% 5. 3%	口)	23 6 18 1	46. 0% 12. 0% 36. 0% 2. 0%		67 13 45 4	51. 5% 10. 0% 34. 6% 3. 1%
【間9】 税制改革にあたって重要な視点 税制改革に当たり、租税原則に加え、特に重視する点はどのようなことですか。3つ以内でお選びください。												
イ) 経済成長 ロ) 少子高齢化への対応 ハ) 所得格差の是正 (所得再分配効果の回復) ニ) 世代間格差の是正 ホ) 地域間格差の是正 (地方間の税源偏在の是正) ヘ) 安定的な税収の確保 ト) デジタル社会の進展 チ) 国際的な調和 リ) 地方分権の推進 (国税と地方税の役割分担の明確化を含む) ヌ) その他 (具体的にご記入ください)	イロハニホヘトチリヌ)	52 17 7 16 2 26 17 24 2	85. 3% 27. 9% 11. 5% 26. 2% 3. 3% 42. 6% 27. 9% 39. 3% 1. 6%	ロ) ハ) ニ) ホ) へ) ト)	3 3 4 2 11	84. 2% 15. 8% 15. 8% 21. 1% 10. 5% 57. 9% 31. 6% 36. 8% 5. 3% 5. 3%	ロハニホヘトチリ	23 24 19 15 10 15 13 4	46. 0% 48. 0% 38. 0% 30. 0% 20. 0% 30. 0% 26. 0% 8. 0% 2. 0%	ニホヘトチリ	91 44 29 35 14 52 36 44 7	70. 0% 33. 9% 22. 3% 26. 9% 10. 8% 40. 0% 27. 7% 33. 9% 5. 4% 2. 3%
【間10】 税目別バランスと税制改正												
日本の課税状況(国税・地方税計)は、令和4年度(予算ベース)で、所得課税が30.5%、法人課税が21.5%、消費課税が34.3%、資産課税が13.6%という税目別の税収構造比率になっています。今後、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。												
(参考) 各国の税目別バランス 日本 所得31.9%、法人20.4%、消費33.5%、資産14.3% (2019年度実績) アメリカ 所得54.4%、法人 7.1%、消費23.2%、資産15.3% (2019年実績) ドイツ 所得44.1%、法人 8.3%、消費42.9%、資産 4.7% (") フランス 所得31.0%、法人 7.4%、消費41.1%、資産20.5% (") イギリス 所得34.4%、法人 8.8%、消費40.8%、資産16.0% (")												
イ) 消費税をより重視する ロ) 消費税と所得税をより重視する ハ) 所得税をより重視する ニ) 資産課税をより重視する ホ) 法人課税をより重視する ヘ) 日本の現状を維持 ト) その他(具体的にご記入ください)	イ)ロ)ハ)ニ)ホ)ト)	20 15 4 4 9 10 0	32. 8% 24. 6% 6. 6% 6. 6% 14. 8% 16. 4% 0. 0%	イ) ロハニホ ト)	9 5 2 1 0 2	47. 4% 26. 3% 10. 5% 5. 3% 0. 0% 10. 5% 0. 0%	ロ) ハ)	21 6 3 5 8 7 0	42. 0% 12. 0% 6. 0% 10. 0% 16. 0% 14. 0% 0. 0%	ロ) ハ)	50 26 9 10 17 19	38. 5% 20. 0% 6. 9% 7. 7% 13. 1% 14. 6% 0. 0%
<u>Ⅲ.各税目</u>												
1. 個人所得税 (1)税収調達機能と所得再分配機能 【問11】 個人所得税と税収調達機能 個人所得税の負担のあり方についてどのようにお考えですか。(複数回答可)												
イ) 低所得層については減税をするべき ロ) 低所得層については増税をするべき ハ) 中所得層については減税をするべき ニ) 中所得層については増税をするべき ホ) 高所得層については減税をするべき へ) 高所得層については増税をするべき ト) 現状で妥当 チ) その他(具体的にご記入ください)	イロハニホヘトチ	4 6 12 7 3 26 18 4	6. 6% 9. 8% 19. 7% 11. 5% 4. 9% 42. 6% 29. 5% 6. 6%	イロハニホヘトチ	4 3 3 0 8 3 4	21. 1% 15. 8% 15. 8% 15. 8% 0. 0% 42. 1% 15. 8% 21. 1%	イロハニホヘトチ	14 4 12 7 10 15 13 2	28. 0% 8. 0% 24. 0% 14. 0% 20. 0% 30. 0% 26. 0% 4. 0%	イロハニホヘトチ	22 13 27 17 13 49 34 10	16. 9% 10. 0% 20. 8% 13. 1% 10. 0% 37. 7% 26. 2% 7. 7%
【間12】 所得階層について 税制改正等で中所得層について話題になることがありますが、どの範囲の所得層を中所得層と考えていますか。以下 の選択肢から全てお選び下さい。 *個人の年収でご回答ください 例:年収400万~800万円までの場合、ホ)、へ)、ト)、チ)を全て選択。												
イ) 年収100万円以下 ロ) 年収100万円超200万円以下 ハ) 年収200万円超300万円以下 ニ) 年収300万円超400万円以下 ホ) 年収400万円超500万円以下 へ) 年収500万円超600万円以下 ト) 年収600万円超700万円以下 チ) 年収700万円超800万円以下 チ) 年収800万円超800万円以下 ヌ) 年収800万円超1000万円以下 ヌ) 年収900万円超1500万円以下 フ) 年収1500万円超1500万円以下	イロハニホヘトチリヌルヲワ	1 0 0 3 26 43 44 38 24 16 10 2	1. 6% 0. 0% 0. 0% 4. 9% 42. 6% 70. 5% 72. 1% 62. 3% 39. 3% 26. 2% 16. 4% 3. 3% 0. 0%	イロハニホヘトチリヌルヲワ	0 0 0 2 13 17 17 14 9 1 0	0. 0% 0. 0% 0. 0% 10. 5% 68. 4% 89. 5% 73. 7% 47. 4% 5. 3% 0. 0% 0. 0%	イロハニホヘトチリヌルヲワ	2 0 1 2 22 28 36 32 16 16 4 2	4. 0% 0. 0% 2. 0% 4. 0% 44. 0% 56. 0% 72. 0% 64. 0% 32. 0% 32. 0% 8. 0% 4. 0% 0. 0%	イロハニホヘトチリヌルヲワ	3 0 1 7 61 88 97 84 49 33 14 4	2. 3% 0. 0% 0. 8% 5. 4% 46. 9% 67. 7% 74. 6% 37. 7% 25. 4% 10. 8% 3. 1% 0. 0%
【間13】 税制による所得再分配 わが国の所得税制による所得再分配について、今後の方向性としてどのようにお考えですか。												
	イ) ロ) ハ) ニ)	18 30 10 3	29. 5% 49. 2% 16. 4% 4. 9%	口)	10 5 1 3	52. 6% 26. 3% 5. 3% 15. 8%	イ) ロ) ハ) ニ)	27 16 5	54. 0% 32. 0% 10. 0% 2. 0%	ロ) ハ)	55 51 16 7	42. 3% 39. 2% 12. 3% 5. 4%
(2)税率と所得控除等 【問14】 税率構造と適用ブラケット												
所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されています。所得税制における 税率構造と適用ブラケット(課税される所得金額の範囲)について最も重要な改正論点はどれでしょうか。												
参考:所得税の税率表 課税される所得金額□ 税率□ 1,000円 から 1,949,000円まで 5%□ 1,950,000円 から 3,299,000円まで□ 10%□ 3,300,000円 から 6,949,000円まで□ 20%□ 6,950,000円 から 8,999,000円まで□ 23%□ 9,000,000円 から 17,999,000円まで 33%□ 18,000,000円 から 39,999,000円まで 40%□ 40,000,000円 以上 45%□												
イ) 税率10%以下のブラケットの上限金額を下げる。 ロ) ブラケットはそのままで、現行最高税率をさらに50%まで引き上げる。 ハ) 現行の最高税率はそのままに、税率の刻みを増やす。 ニ) 現行の税率構造等を維持する。 ホ) その他(具体的にご記入ください)	イ) ロ) ハ) ニ) ホ)	15 20 14 10 3	24. 6% 32. 8% 23. 0% 16. 4% 4. 9%	口)	5 5 3 5 1	26. 3% 26. 3% 15. 8% 26. 3% 5. 3%	口)	18 8 13 8 3	36. 0% 16. 0% 26. 0% 16. 0%	ロ) ハ) ニ)	38 33 30 23 7	29. 2% 25. 4% 23. 1% 17. 7% 5. 4%

【問15】 給与所得控除の在り方

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。給与 所得控除のあり方についてどのように考えますか。

- (注) 近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から過大となっている控除を適正化するため、 次のような見直しが行われています。
 - ・ 特定支出控除の見直し
 - 給与所得控除の上限設定

給与所得控除については、平成29年~平成31年分は年収1000万円を越えると220万円で、令和2年以後は 年収850万円を超えると195万円 (子育て世帯は特例で上限210万円) で固定とされました。

- イ) 給与所得控除は拡大すべきである。
- ロ) 給与所得控除は現行で妥当である。
- ハ) 給与所得控除はさらに縮小すべきである。
- ニ) 給与所得控除は廃止し、特定支出控除に置き替える。 ホ) その他(具体的にご記入ください)

【問16】 公的年金等控除

超高齢社会にあって、年金生活者が急増しているなか、平成30年度改正において多額の所得がある年金受給者には一 |部上限の設定及び控除額の引き下げが行われました。公的年金課税についてどう考えますか。 (複数回答可)

- 年金所得は雑所得に区分されるが、年金所得の区分が明確になるよう、所得区分の見直しをする。
- 年金課税については、掛け金時は非課税、運用時は非課税、給付時も実質非課税となっているが、給付時課税を 徹底する。
- 多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除の削減や上限を設ける。
- ニ) 現行の制度を維持する。 ホ) その他(具体的にご記入ください)

(3)金融所得課税の一元化

【問17】 総合課税と金融所得課税の一元化

現行の金融所得に対する課税の一元化について、どのようにお考えですか。

- イ) 金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対。
- 資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得 課税の一元化を促進する。
- ハ) 現行の総合課税制度と金融所得課税制度を維持する。
- ニ) その他(具体的にご記入ください)

【問18】 配当及び株式譲渡益課税

法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げる場合には、個人所得課税に おける上場株式に係る配当や譲渡益に対する課税について、その負担割合(源泉所得税20%適用)を引き上げるべき との意見がありますが、これについてどう考えますか。

- 金融商品に対する過大な税負担は、金融市場の活性化に悪影響を及ぼすだけではなく、資金が海外流出するおそ イ)
- ロ) 大企業を中心とした法人は株主とは別個の存在であり、法人税率引き下げと配当や株式譲渡損益とは関係がな
- 法人税率の引き下げにより、内部留保が増加し、持株に含み益を持ち、また配当の増額にも結び付くことから、
- 配当及び株式譲渡益課税を強化することについては、やむを得ない。 ニ) その他(具体的にご記入ください)

【問19】 所得税のその他の改正

|問11~17までの所得税の論点以外で重要と思われる改正論点はどれでしょうか。(複数回答可)

- イ)老後に向けた資産形成の支援のため、NISA等の拡充を図る。
- ロ)賃金の支給形態の多様化が進む中で、退職給付に対する税制上の優遇の見直しを図る。
- ハ)働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討する。
- ニ)特別な人的控除(障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除等)について簡素化をする。 ホ) 各種保険料控除の控除水準適正化を図る。
- (*ふるさと納税を除く) へ) 公益的活動に関する寄附金控除を拡充する。
- ト) 所得控除を全般的に見直し、可能な限り所得控除を税額控除に改める。 チ) 所得の増加に応じて諸控除を逓減又は消失させる所得控除を導入する。
- リ) 低所得者対策として、税額控除方式(給付も含め)を導入する。 ヌ) その他(具体的にご記入ください)

2. 相続税・贈与税 【問20】 相続税

相続税については、平成初頭からその課税割合等が低下してきたなか、平成25年度税制改正において相続税の基礎控 除が大幅に引き下げらました。その結果、相続税が課せられた割合は平成26年の4.4%から令和2年では8.8%に上昇し ました。また、相続税の税率は10%から55%の超過累進税率となっています。現行の相続税についてどのように考え ますか。(複数回答可)

- イ) 相続税の税率を引き上げる。
- ロ) 相続税の基礎控除を引き下げる。
- 八) 相続税の税率を引き下げる。 二) 相続税の基礎控除を引き上げる。
- ホ) 現行のままでよい。
- へ) その他(具体的にご記入ください)

【問21】 贈与税の非課税措置

贈与税については、高齢化に伴う資産移転の時期が遅くなったことを受け、住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子 育て資金の贈与に係る非課税措置が手当てされています。一方で、格差固定を防止する観点からさらなる課税強化が 令和3年度改正で加えられています。贈与税の非課税措置についてどのように考えますか。

- イ) 政策目的として導入されており、意義があるため積極的に拡充する。
- ロ) 政策目的として導入されているが、租税原則上好ましくないため、縮小・廃止する。
- ハ) 現行のままでよい。
- ニ) その他(具体的にご記入ください)

【問22】 事業承継税制

我が国の中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から、平成21年度税制改正において事業承継税制が導入されま した。これは、事業承継をする後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予及び免除される制度であ り、平成30年度税制改正において一部要件の緩和などの見直しが図られました。また、令和元年度税制改正において 個人事業者の事業承継税制も導入されています。我が国の事業承継税制についてどのように考えますか。

- イ) 事業承継税制を拡充する。
- ロ) 事業承継税制を縮小(廃止を含む)する。
- ハ) 現行のままでよい。
- ニ) その他(具体的にご記入ください)

イ) ロ) ハ) ニ) ホ)	17 36 7 2 3	27. 9% 59. 0% 11. 5% 3. 3% 4. 9%	イ) ロ) ハ) ニ) ホ)	2 14 2 0 3	10. 5% 73. 7% 10. 5% 0. 0% 15. 8%	イ) ロ) ハ) ニ) ホ)	11 27 10 1	22. 0% 54. 0% 20. 0% 2. 0% 2. 0%	イ) ロ) ハ) ニ) ホ)	30 77 19 3 7	23. 1% 59. 2% 14. 6% 2. 3% 5. 4%
イ)	11	18. 0%	イ)	4	21. 1%	イ)	13	26. 0%	イ)	28	21. 5%
ロ)	9	14. 8%	ロ)	4	21. 1%	ロ)	14	28. 0%	ロ)	27	20. 8%
ハ)	33	54. 1%	ハ)	10	52. 6%	ハ)	23	46. 0%	ハ)	66	50. 8%
ニ)	12	19. 7%	ニ)	1	5. 3%	ニ)	8	16. 0%	ニ)	21	16. 2%
ホ)	2	3. 3%	ホ)	1	5. 3%	ホ)	0	0. 0%	ホ)	3	2. 3%
イ)	10	16. 4%	イ)	2	10. 5%	イ)	14	28. 0%	イ)	26	20. 0%
ロ)	32	52. 5%	ロ)	15	79. 0%	ロ)	21	42. 0%	ロ)	68	52. 3%
ハ)	21	34. 4%	ハ)	3	15. 8%	ハ)	13	26. 0%	ハ)	37	28. 5%
=)	0	0. 0%	ニ)	0	0. 0%	ニ)	1	2. 0%	ニ)	1	0. 8%
イ)	37	60. 7%	イ)	13	68. 4%	イ)	20	40. 0%	イ)	70	53. 9%
ロ)	19	31. 2%	ロ)	5	26. 3%	ロ)	10	20. 0%	ロ)	34	26. 2%
ハ)	6	9. 8%	ハ)	2	10. 5%	ハ)	19	38. 0%	ハ)	27	20. 8%
ニ)	0	0. 0%	ニ)	0	0. 0%	ニ)	0	0. 0%	ニ)	0	0. 0%
イロハニホヘトチリヌ	23 11 31 13 5 5 14 2 8 3	37. 7% 18. 0% 50. 8% 21. 3% 8. 2% 8. 2% 23. 0% 3. 3% 13. 1% 4. 9%	イロハニホヘトチリヌ)	7 5 9 2 3 0 6 3 1 2	36. 8% 26. 3% 47. 4% 10. 5% 15. 8% 0. 0% 31. 6% 15. 8% 5. 3% 10. 5%	イロハニホヘトチリヌ)	14 13 25 11 7 15 11 5 15 0	28. 0% 26. 0% 50. 0% 22. 0% 14. 0% 30. 0% 22. 0% 10. 0% 30. 0% 0. 0%	イロハニホヘトチリヌ)	44 29 65 26 15 20 31 10 24 5	33. 9% 22. 3% 50. 0% 20. 0% 11. 5% 15. 4% 23. 9% 7. 7% 18. 5% 3. 9%
イ) ロ) ハ) ニ) ホ) へ)	5	8. 2%	イ)	3	15. 8%	イ)	11	22. 0%	イ)	19	14. 6%
	4	6. 6%	ロ)	2	10. 5%	ロ)	9	18. 0%	ロ)	15	11. 5%
	9	14. 8%	ハ)	1	5. 3%	ハ)	7	14. 0%	ハ)	17	13. 1%
	11	18. 0%	ニ)	1	5. 3%	ニ)	10	20. 0%	ニ)	22	16. 9%
	38	62. 3%	ホ)	12	63. 2%	ホ)	19	38. 0%	ホ)	69	53. 1%
	2	3. 3%	ヘ)	2	10. 5%	へ)	2	4. 0%	ヘ)	6	4. 6%
イ)	20	32. 8%	イ)	5	26. 3%	イ)	19	38. 0%	イ)	44	33. 9%
ロ)	7	11. 5%	ロ)	4	21. 1%	ロ)	15	30. 0%	ロ)	26	20. 0%
ハ)	31	50. 8%	ハ)	8	42. 1%	ハ)	14	28. 0%	ハ)	53	40. 8%
ニ)	3	4. 9%	ニ)	2	10. 5%	ニ)	2	4. 0%	ニ)	7	5. 4%
イ)	27	44. 3%	イ)	8	42. 1%	イ)	26	52. 0%	イ)	61	46. 9%
ロ)	3	4. 9%	ロ)	0	0. 0%	ロ)	7	14. 0%	ロ)	10	7. 7%
ハ)	30	49. 2%	ハ)	10	52. 6%	ハ)	17	34. 0%	ハ)	57	43. 9%
ニ)	1	1. 6%	ニ)	1	5. 3%	ニ)	0	0. 0%	ニ)	2	1. 5%

3. 法人税 (1)法人実効税率と課税ベース 【問23】 法人税改革 |法人課税については、近年の税制改革の中、税収中立の下で、課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引き下げが図ら れ、令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的 な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協業によ るオープンイノベーションをさらに促進するための措置などが講じられています。昨今の法人税改革について重要と 考えるものを3つ以内で選択してください。 イ) 法人実効税率 45.9% 9 47.4% 32.0% 28 イ) イ) 16 イ) 40.89 ロ) 課税ベース ロ) 16.4% 口) 5 26.3% 口) 17 34.0% 口) 32 24.6% 10 研究開発等投資促進税制 八) 39.3% 八) 8 42.1% 13 26.0% ハ) 45 34.6% 24 二) 納税環境(電子申告・電子納税等) 二) 12 19.7% =) 5. 39 =) 8.09 = 17 13. 1% ホ) グループ法人税制 ホ) ホ) ホ) 0 0.0% ホ) 0 0.09 14.09 5.4% グループ通算制度 26.2% 26.3% 10.09 20.0% \sim) 16 5 \sim) 5 26 卜) 組織再編税制 (国内) 5.39 14.0% 11 8.59 4.99 14.6% チ) 組織再編税制(クロスボーダー) 10.59 10 20.09 19 11.5% IJ) IJ) 4.6% IJ) IJ) IJ) 事業体課税 0 0.0% () 0.096 12.09 6 ヌ) 役員給与等 ヌ) 0.09 ヌ) 16.0% ヌ) 9 6.9% 1.6% ヌ) 0 8 ル) 欠損金 ル) 26.3% ル) 10 20.0% 20.0% 11 18.0% ル) 5 ル) 26 ヲ) 損金経理要件 7) 8.2% ヲ) 0 0.0% 7) 2 4.0% ヲ) 5.4% 5 ワ) ワ) ワ) ワ) ワ) 引当金制度 1.6% 5. 39 4.09 3.1% カ) 受取配当の益金不算入割合 カ) カ) カ) カ) 11.5% 2 10.5% 3 6.0912 9. 2% 企業年金等の積立金に係る特別法人税 2 日) 0 日) 日) 10.59 0.09 日) 3. 19 タ タ) 0.0% タ) 租税条約 0 0.0% 0 2 4.09 2 1.5% 移転価格税制 レ) 9 14.8% レ) 5.3% レ 8 16.0% レ) 18 13.9% 外国子会社合算税制(タックスへイブン税制) 25 41.0% 10 52.6% ソ) 16.0% ソ) 33.1% ツ) ツ) 外国税額控除制度 ツ) 0.0% 2.0% 3 4.9% 0 4 3.1% ネ) 過少資本税制、過大支払利子等 ネ) () 0.0% ネ) 0 0.0% ネ) 2.0% ネ) 0.8% 3.9% ナ) その他(具体的にご記入ください) ナ) 4.9% ナ) 1 5.3% ナ) 2.09 ナ) 【問24】 実効税率と企業行動 |我が国の法人実効税率は、29.74%(国税+地方税<標準>)です。下記のように諸外国と比較して、税率が高い場合に、 日本の法人実効税率は企業行動にどのような影響を与えますか。 (参考) 法人の実効税率(2022.1月現在)アメリカ27.98%(加州の実効税率)、フランス25.00%、ドイツ29.83%、 イギリス19.00%(2023年4月から最高税率25%)、中国25%、韓国27.5%(所得3000億ウォン超) 日本の法人実効税率は、平成30~令和3年度適用の税率(28・29年度は29.97%)。上記の税率は、法人所得 に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。 イ) 日本企業の配当、財務体質、企業活力を弱める原因となっている。 10 16.4% イ) 4 21. 19 イ) 6 12.0% イ) 20 15.4% 国際的に見ると、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。 口) 50.8% 口) 9 47.4% 口) 22.0% 口) 51 39. 29 31 11 本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合に重要な判断の要素の一つとなっている。 ハ) 11.5% ハ) ハ) 13 26.0% 八) 21 16.2% 7 1 5.3% 市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素を総合的に勘案しており、法人実効税率が少し 二) 13 21.3% 二) 3 15.8% 二) 19 38.0% 二) 35 26.9% 高いからと言っても大きな障害とはならない。 その他(具体的にご記入ください) ホ) ホ) 0.0% ホ) 5.3% ホ) 2.0% ホ) 2 0 1 1.5% 【問25】 法人税の企業への影響の変化 ここ数年において(10年前と比較して)、企業行動における、法人税の影響は高まったと感じますか。 47.7% イ) 影響が高まっている。 35 57.4% 12 63.2% イ) 15 30.0% 62 イ) イ) ロ) 影響に変化はない。 口) 25 41.0% 口) 36.8% 口) 29 58.0% 口) 61 46.9% ハ) 影響が低下している。 3.3% 0.0% 5 10.0% 7 5.4% ニ) その他(具体的にご記入ください) 二) 0.0% 二) 0 0.0% 二) () 0.0% 二) () 0.0% 【問26】 法人実効税率の水準について 平成28年度税制改正により、法人実効税率は平成28・29年度には29.97%、平成30年度から29.74%に引き下げられま した(平成26年度は34.62%、平成27年度は32.11%)。一方で、米国バイデン政権の税制改革をはじめとした各国の 実効税率を見直す動きが見受けられ、2021年6月のG7では最低法人税率を15%以上とするコミュニケが採択、同年10月 には多数の国・地域で合意されました。地方税を含めた日本の法人実効税率の水準についてどのように考えますか。 15%程度まで引き下げたほうがよい。 3.3% 5. 3% 6.0% 4.6% ロ) 20%程度まで引き下げたほうがよい。 11.5% 0.0% 12.0% 10.0% 口) 口) 0 口) 口) 25%程度まで引き下げたほうがよい。 12 63.2% 22.0% 41.5% 31 50.8% ハ) ハ) 11 54 二) 現行水準でよい 19 31.2% 二) 5 26.3% =) 21 42.09 45 34.6% 14.09 ホ) 35%程度まで引き上げたほうがよい。 ホ) 1.6% ホ) 0.0% ホ) 6.2% 0 7 8 0.0% 40%程度まで引き上げたほうがよい。 4.0% 1.5% \sim) \sim) 0 \sim) () 0.0% \sim) 2 その他(具体的にご記入ください) 卜) 卜) 5.3% 0 0.0% 2.3% 卜) 2 3.3% 卜) 【問27】 課税ベースの拡大 税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきています。また、国際的にも法人税 率の引き下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われてきました。課税ベースのあり方をどの ように考えますか。 我が国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行 イ) 10 16.4% イ) 2 10.5% イ) 9 18.0% イ) 21 16. 2% なうべきであり、課税ベースが狭くなることもやむを得ない。 過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広くなっており、国際 27 ㅁ) 11 57.9% 口) 44.3% 口)13 26.0% ロ) 51 39, 2% 的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない。 税率を引き下げる場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない。 ハ) 22.0% 10 16.4% 10.59 11 17.79租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止する 二) 二) 13 21.3% 二) 15.8% 二) 28.0% 30 23.1% 3 14 ことにより適正化し、一部課税ベースを広げる。 租税特別措置等の政策減税は、課税の公平原則に反するため、法人実効税率を下げるに際して、廃止する。 ホ) 0.0% ホ) ホ) 3.1% ホ) 1.6% 6.09 その他(具体的にご記入ください) 1.6% 5.3% 0.0% 1.5% 受取配当等益金不算入 法人が受取る配当等については、持ち株割合が3分の1超の配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその |50%、5%以下の場合にはその20%を益金不算入となっています。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考 支配関係を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なることから、後者に対する現行 5 8.2% 0.0% 25 50.0% イ) 23.1% イ) イ) 0 イ) 30 制度の益金不算入割合の制限はやむを得ない。 受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当等を益金算入することは法人税 ロ) 46 75.4% 口) 18 94.7% 口) 19 38.0% 口) 83 63.9% 法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱う。 欧米諸国と比較して、資産運用目的の株式に対する受取配当等については、現行でも日本は二重課税となってい 10.5% ハ) 10 16.4% ハ) 2 ハ) 6 12.0% 18 13.9% るので、これ以上に縮小することには反対である。 その他(具体的にご記入ください) 0 1 1.6% 二) 0 0.0% 二) 0.0% 二) 0.8% 【問29】 繰越欠損金の損金算入の見直し 大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ(平成27年度に所得の65%、28年度60%、29年度 |55%、30年度50%)| られました。日本企業の特質として赤字企業が極めて大きな割合を占めています。このような繰 越欠損金の損金算入制度についてどのように考えますか。(複数回答可) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は大きすぎる。 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は妥当である。 4.9% 0 0.09 16.09 11 8.5% 口) 28.09 23.9% 口) 13 21.3% 21. 19 口) 14 口) 31 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は小さすぎる。 29 47.5% ノ**ハ**) 12 63, 29 13 26, 09 54 41.5% 長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期間にする。 二) 33 54.1% 二) 12 63.2% 二) 12 24.0% 二) 57 43.9% 欠損金の繰越期間(10年)は、会社法等の帳簿保存期間の規定が10年であることなどから妥当である。 ホ) ホ) 6 9.8% ホ) 5.3% ホ) 13 26.0% ホ) 20 15.4% 1 その他(具体的にご記入ください) 3.3% ~) 1 5. 39 2.09 \sim) 4 3. 1% 【問30】 中小法人税制の見直し 法人税法上、中小法人は資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当します。中小法人については多くの税 制上の特例措置がなされています。中小法人に対する法人税率(国税)は、原則23.2%(令和3年度)ですが、800万 円以下の所得に対しては軽減税率19%が適用、さらに租税特別措置により15%に軽減されています。令和3年度改正に おいても中小企業支援に関する手当が行われました。中小法人の範囲、税率、税制上の特例措置についてどのように |考えますか。(複数回答可) 中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、課税強化には、慎重を要する。 23 37.7% 40.0% 5 26.3% 48.0% ロ) 高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることはさらに見直す。 口) 28 45.9% 口) 8 42.1% 口) 17 34.0% 口) 53 40.8% 中小法人の軽減税率15%は個人所得税の税率との比較においても低いことから、見直す。 11) 11. 59 ハ) 5.3% 1 16.0% 11) 16 12.3% 1 8 中小法人と個人事業者との選択に歪みが生じないように税制を見直す。 二) 17 27.9% 26.3% 20 40.0% 42 32.3% 5 中小法人の要件を見直す。 ホ) ホ) ホ) ホ) 22.0% ホ) 26 20.0% 12 19.7% 3 15.8% 11 中小法人に関しては法人税は課さず、個人の出資者に直接課税する簡素な制度の導入を検討する。 0 0.0% 6.0% 3.1% 1.6% \sim) \sim) 4 卜) その他(具体的にご記入ください) 卜) 0.0% 卜) 0.0% 卜) 0 0.0% 卜) 0 0 0.0%

【問31】 研究開発等投資促進税制 現在の岸田政権においては、第二次安倍政権以降の流れをくみつつ、研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投 資を促す観点から、オープンイノベーション型及び総額型の研究開発税制について、積極的に見直しが行われていま す。租税特別措置における研究開発税制について、どのように考えますか。 研究開発税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、適用対象範囲なども含め積極的に イ) イ) 20 32.8% イ) 6 31.6% イ) 18 36.0% イ) 44 33.9% 拡充する 知的財産由来の収益に軽減税率を適用するパテントボックスやイノベーションボックスなどの税制を新規に導入 口) 3 4.9% 口) 1 5.3% 口) 5 10.0% 口) 9 6.9% 研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではな 17 27.9% ハ) 7 36.8% 8.0% 28 21.5% 4 、現行制度を本則化し恒久的な税制とする。 研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、現行制度を継続する。 2 10.5% 14.8% 18.0° 15.49 ホ) 研究開発税制は、制度拡充に伴い複雑化が進んでおり、簡素化を図る。 ホ) 8 13.1% ホ) 2 10.5% ホ) 12 24.0% ホ) 22 16.9% 現行の研究開発税制は、特別な措置期間が経過すれば、初期の目的を終えたことから廃止する。 3.3% 0 0.0% 2.093 2.3% 研究開発税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止する。 卜) 1 1.6% () 0.092.09 卜) 2 1. 59 チ) その他(具体的にご記入ください) チ) チ) 5.3% チ) 0 チ) 1.6% 0.09 1.5% 【問32】 特別試験研究費税額控除制度 大学、国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセン ティブ措置である特別試験研究費税額控除制度が平成5年度税制改正で創設され、その後、支援対象の拡大、一部の 控除率引上げ及び控除上限の引上げ等の改正が行われています。同制度について望むことは何ですか。とくに重要だ と思われるものを3つまであげてください。なお、活用予定がない場合は、チ)とお答えください。 イ) 税額控除額等のインセンティブの拡大 22 36.1% 26.3% 28.0% 31.5% イ) 5 イ) 14 41 ロ) パートナーとなる相手方 (大学等) に対するインセンティブの拡大 口) 13 21.3% 口) 21. 19 ロ) 15 30.09 口) 32 24. 69 4 ハ) 特別研究機関等範囲の拡大 13.1% 3 15.89 6.0914 10.8% ニ) 契約に記載すべき事項等の簡素化 二) 25 41.0% 16.09 31.5% =) 42. 19 二) 8 = 41 8 ホ)特別試験研究費の額の算定方法の簡素化 ホ) 19 31.2% ホ) 5 26.39 ホ) 9 18.09 ホ) 33 25.49 へ)特別試験研究費の額の認定、監査及び確認手続きの簡素化 35 57.4% 14 73. 79 10 20.09 59 45.4% ト)現行制度の維持 卜) 2 3.3% 卜) 0 0.09 卜) 8 16.09 卜) 10 7. 7% チ) 活用予定なし チ) 6 9.8% チ) 3 15.8% チ) 14.09 16 12.3% リ) その他(具体的にご記入ください) リ) リ) リ) リ) 1.6% 0.09 0 0.09 0 1 0.8% (2)法人関連税制 【問33】 グループ通算制度 令和2年度改正では、制度の簡素化とグループ経営の効率化に資する環境整備の観点から連結納税制度が見直され、損 |益通算等の調整を行いつつグループ内の各法人が個別に申告するグループ通算制度に改められ、経過措置を講じた上 で、令和4年4月1日開始事業年度から適用が始まっています。グループ通算制度について、どのように考えますか。 (複数回答可) イ) 事務負担減が予想される 18.0% 22.0% 11 イ) 3 15.8% 11 19. 29 事務負担増が予想される 口) 19 31.2% 口) 3 15.8% 口) 10 20.0% 口) 24.6% グループ通算制度は適用を開始していないので、わからない 18.0% 32.09 ハ) 3 15.8% 16 30 11 23.1% 二) グループ通算制度において法人事業税、法人住民税への導入を検討して欲しい 二) 17 27.9% =) 8 42. 19 =) 12 24.0% = 37 28.5% グループ通算制度においてさらなる連結納税適用対象法人範囲の見直しが必要 6.9% ホ) ホ) 3 ホ) ホ) 8. 29 15.89 2.0° -5 1 子法人の連結前欠損金の持込制限の緩和・廃止が必要 \sim) 16 26. 2% 3 15.8% \sim) 8 16.09 27 20.8% 適用開始・加入時における資産の時価評価課税の緩和が必要 15 24.6% 1 5.3% 6 12.09 22 16.9% 子法人の離脱に伴う投資簿価修正の見直しが必要 チ) チ 21.1% チ) 10.0% 22 16.9% 13 21.3% 4 5 IJ) その他(具体的にご記入ください) IJ) IJ) IJ) 1) 6 9.8% 4 21.1% 0 0.0% 7.7% (3) 企業会計と法人税法との乖離 【問34】 企業会計と法人税法との乖離 企業会計の国際会計基準への接近に伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされていますが、次の項 目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか。(複数回答可) 棚卸資産 8.2% 2 10.5% 11.5% イ) イ) 16.09 15 収益認識基準 31.2% 口) 口) 19 口) 4 21. 19 口) 17 34.0% 口) 40 30.89 リース取引 11.5% 12.0% 10.8% 八) 5. 39 14 二) 工事契約 二) =) 二) 5 8.2% 5. 39 2 4.09 8 6.2% 1 2 ホ) 有形固定資産 ホ) 24 39.39 ホ) 6 31. 69 ホ) 4.0% ホ) 32 24.6% \sim) 資産の減損 55. 79 47.4% 18 36.09 46.9% 34 61 卜) 上) 無形資産 卜) 19 31. 2% 36.8% 14.09 ト) 33 25.4% チ) 金融商品 21. 19 チ) 5 10.09 チ) 22 16.9% チ) 13 21. 39 チ IJ) 関連会社投資、投資不動産 IJ) IJ) IJ) 0 0.09 4.6% 5 8.2% 5. 39 6 ヌ) 繰延資産 ヌ) 6 9.8% ヌ) 5.3% ヌ) 3 6.0% ヌ) 10 7.7% 引当金、偶発債務、偶発資産 ル) ル) 20 32.8% 36.89 17 34.09 ル) 44 33.9% ヲ) ヲ) ヲ) ヲ) ヲ) 22 16.9% 企業結合 13 21.3% 21. 19 10.09 4 5 ワ) 負債と資本との区分 ワ) 4.9% ワ) 0 0.0% ワ) 6 12.0% ワ) 9 6.9% 3 力) 非上場企業会計 力) 2 3.3% 力) 0 0.0% 力) 5 10.0% カ) 7 5.4% その他(具体的にご記入ください) 日) 日) 2 3.3% 日) 1 5. 39 日) 0 0.09 日) 3 2.39 【問35】 確定決算主義 確定決算主義の今後の課題として、どのように考えますか。 企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義を廃止する。 10 16.4% 0 0.09 14.0% 17 13. 1% 所得計算の妥当性を確保しつつ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持する。 口) 14 23.0% 口) 21.1% 口) 25 50.0% 口) 43 33.1% 4 実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行う。 */*\) *八*) 38 62.3% *ノ*ハ) 15 79.09 ノハ) 18 36.09 *J*\) 71 54.69 その他(具体的にご記入ください) 二) 0.0% 二) 0.09二) 0.09 二) 0.0% (4) 税制の予測可能性 【問36】 課税上の取扱いや税負担に関する予測可能性 実務を行う上で不透明であったり、特に予測可能性を高めるべき領域がありますか。(複数回答可) グループ法人税制 3.3% 0 0.09 14.0% 6.9% イ) グループ通算制度 口) 11 18.0% 口) 5.3% 口) 9 18.0% 口) 21 1 16.2% 組織再編税制 (国内) */*\) 11) 11 18.0% */*\) 3 15.8% *ノ*ヽ) 13 26.0% *7*\) 27 20.8% 組織再編税制 (クロスボーダー) 二) 10 52.6% 二) 34.0% 二) 52 25 41.0% 二) 17 40.0% 12.0% ホ) 事業体課税 ホ) 2 ホ) 0.0% ホ) 6 ホ) 8 6. 2% 3.3% 0 \sim) 研究開発税制 8 13.1% 0 0.0% \sim) 2 4.0% 10 7.7% \sim) ト) 役員給与等 1.6% 0 0.0% 9 18.0% ト) 10 7.7% チ) チ) チ チ) () チ) 欠損金 2 3.3% () 0.090.09 2 1. 59 リ) 解散・清算の税務 IJ) IJ) リ) 8. 29 IJ) 0.094.095.4% 国内源泉所得 · 国外源泉所得 10 10.59 20.0% ヌ) 20 ヌ) ヌ) 8 13.1% ヌ) 2 ヌ) 15.4% ル) 恒久的施設(PE) ル) 18 29.5% ル) 3 15.89 ル) 11 22.09 ル) 32 24.6% ヲ) ヲ) ヲ) 無形資産 11 18.0% ヲ) 3 15.8% 9 18.0% ヲ) 23 17.7% ワ) ワ) 外国税額控除制度 ワ) ワ) ワ) 16 12 19.7% 3 15.8% 1 2. 0% 12.3% 力) 外国子会社合算税制(タックスへイブン対策税制) 力) 65.6% 力) 13 68.49 力) 12 24.0% 力) 65 50.0% 40 ヨ) 移転価格税制 日) 32 52.5% 3) 11 57.9% 3) 20 40.0% 日) 63 48.5% 過少資本税制、過大支払利子等 タ) タ) 0 0.0% タ) 0 0.0% タ) 0 0.0% タ) 0 0.0% その他(具体的にご記入ください) レ) 5 8.2% レ) 1 5.3% レ) 2.0% レ) 5.4% 1 4. 国際課税 【問37】 租税条約 近年、税務当局間の国際的なネットワークの拡充が進展しており、多数の二国間租税条約の改定や新規締結が続き、 また税務行政執行共助条約とBEPS防止措置実施条約(MLI)が発効しています。租税条約について、優先度の高い改善項 |目はどれでしょうか。(複数回答可) イ) 投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結、改定の促進 イ) 23 37.7% イ) 36.8% 16 32.0% 46 35.4% ロ) 源泉地国課税の減免等の促進 口) 50.8% 口) 73.7% 口) 20.0% 口) 42.3% 31 14 10 55 恒久的施設の認定と帰属する利得の計算の明確化 28.0% 30.0% 11) 32.8% ハ) 26.3% 39 20 5 *八*) ハ) 14 二) 多様な事業体・投資媒体に関する取扱いの明確化 二) 11.5% 二) 5.39 =) 19 38.0% 二) 27 20.8% 1 ホ) 租税条約の濫用を防止するための規定の整備 ホ) ホ) 5.3% ホ) 11 22.09 ホ) 17 13.1% 5 8. 29 10.0% 和税条約への仲裁制度の導入 ~) \sim) 11 18.0% \sim) 5 26.3% \sim) 5 \sim) 21 16.2% 租税条約の適用手続きの簡素化 11 57.99 9 18.0% 53 40.8% 33 54. 19 多国間租税条約(BEPS防止措置実施条約を含む)の一層の促進 チ) チ 21.1% チ) 18 36.0% 33 11 18.0% 25.4% 4 税務行政執行共助(情報交換を含む)の一層の促進 22.0% IJ) IJ) IJ) 6.6% 1]) 2 10.5% IJ) 11 17 13.1% 4 その他(具体的にご記入ください) ヌ) ヌ) 0.0% ヌ) 3.3% ヌ) 0 0.09 0 2 1.5%

【問38】 移転価格税制 BEPS最終報告書を踏まえ、移転価格税制では文書化や無形資産に係る事項を中心に見直しがなされ、特に無形資産取 引に関し、割引現在価値等の評価技法や、予測と乖離する結果を基に課税する場合の根拠規定などが整備されまし た。我が国の移転価格税制について、今後改正すべき項目はどれでしょうか。(複数回答可) 事前確認制度、事前相談体制の強化 35, 49 イ) 19 31. 2% イ) 7 36, 89 20 40.0% 口) 相互協議の円滑な推進 口) 22 36. 19 口) 8 42. 19 口) 21 42.0% 口) 39. 29 51 文書化等に関する事務負担の軽減 41 67.2% 15 79.09 17 34.09 73 56. 29 国別報告書等を含む文書化に関して記載すべき内容の具体化、明確化 二) 二) 16 26. 2% 2 10.5% 二) 8.09 二) 22 16.9% 国外関連者基準50%以上を50%超に見直し ホ) ホ) 26 20.0% ホ) 15 24. 69 ホ) 21.1 ホ) 14.09 無形資産の範囲の一層の明確化 33 24.6% 10.59 16 32.09 25.4% 15 費用分担取決め(費用分担契約) に関する取扱いの明確化 ト) 卜) 10 16.4% 3 15.8% 10 20.0% 23 17.7% チ) 役務提供取引に関する取扱いの明確化 チ) 18 29.59 10.59 12 24.0% チ) 32 24.6% 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置(所謂所得相応性基準)の明確化 IJ) IJ) IJ) IJ) IJ) 2 6 9.8% 10.593 6.0911 8. 59 DCF法の適用に関する指針と具体例の公表 2 ヌ) 9 17.7% ヌ) ヌ) 12 19.7% ヌ) 10.59 18.09 ヌ) 23 移転価格税制における税務コンプライアンスに関する取組の運用改善 ル) 4.0% ル) 6.6% ル) 1 5.3% ル) 2 ル) 7 4 5.4% ヲ) その他(具体的にご記入ください) ヲ) ヲ) ヲ) ヲ) 3.3% 0 0.09 0 0.0% 2 1.5% 【問39】 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制) 我が国の外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)は、平成29年度改正で、取引ごとの判定のウェートを高 め、租税回避防止立法としての趣旨の明確化が図られました。その後、国税庁からの通達やQ&Aの公表があったほか、 令和2年度改正まで部分的な修正が行われてきています。現行制度に関し、どのような評価や問題関心を持っています か(複数回答可) 企業の健全な海外展開を促進しつつ、公平な競争条件を損なう租税回避に効果的に対応できることから大いに評 1.6% イ) イ) イ) 5.3% イ) 8 16.0% イ) 10 7. 79 1 1 価できる。 評価できるが、判定方法や対象範囲、計算方法など制度上の改善点は依然として多いと感じる。 7 口) 21 34.4% 口) 36.8% 口) 18 36.09口) 35.4% 46 制度は複雑化しており、予測可能性や事務負担の面での一層の改善(さらなる通達・指針等の公表を含む)を望 46 75.4% ハ) 13 68.4% ハ) 22 44.0% 81 62.3% 特定外国関係会社や対象外国関係会社の定義が広く、主体単位の課税と取引単位の課税が共に用意されるなど、 29 47.5% 二) 10 52.6% 二) 2 4.0% 二) 41 31.5% 課税の強化を図りすぎていると感じる。 デジタル経済への対応における最低税率(第二の柱)との関係を含め、外国子会社合算税制の適用について、海 ホ) 34 55.7% ホ) 15 79.0% ホ) 15 30.0% ホ) 64 49.2% 外展開を行う我が国企業にとっては引き続き注視しなければならない状況にある。 その他(具体的にご記入ください) 3 4.9% 0 0.093. 1 【問40】 デジタル経済への対応 OECD/G20では、BEPS最終報告書で合意に至らなかったデジタル経済の進展への対応について、BEPS<mark>包摂</mark>的枠組みを立 ち上げ、企業の利得に関する「PEなければ課税なし」とする原則の見直し(第1の柱)と、軽課税国への利益移転への 効果的な対処あり方(第2の柱)を検討してきました。2021年10月には、二つの柱における制度の骨格に関し同枠組み の参加国の殆ど(137カ国)が合意し、2022年中の多数国間条約の署名と2023年中の実施を目指し、国内法化のための モデル準則の公表などが続いています。進展するデジタル経済への国際課税上の対応のあり方について、現時点でど のような印象や考えを持っていますか。 (複数回答可) 包摂的枠組みにおける合意形成と実施に向けたこれまでの取り組みは大いに評価することができる。 イ) イ) 5 8.2% イ) 2 10.59 イ) 16 32.0% イ) 23 17.79第一の柱で合意された、企業グループ全体の超過利益の一部を機械的に売上等に応じて市場国に配分する仕組み 口) 口) 口) 4 6.6% 口) 2 10.5% 24 48.0% 30 23. 19 や、販売子会社等の収入の一部を機械的に市場国に割り当てる仕組みは、方向性としては基本的に賛同できる。 第一の柱で合意された上記の仕組みは、実務上または理論上問題が多く、現時点では賛同しがたい。 26, 39 2.0° 15 24, 69 21 16.2 デジタルサービス税(DST)などの各国の独自の措置が現に撤回されるかどうか、なお懸念が残る。 二) 18 29.5% 二) 8 42.1% 二) 13 26.09 二) 39 30.0% 第二の柱で合意された、軽課税国所在の子会社の所得のうち所定の最低税率に達するまで親会社の国が課税する 仕組みや、こうした軽課税国所在の子会社の所得に関し親会社の国が課税を取り戻す仕組みは、方向性としては ホ) ホ) ホ) 3 4.9% ホ) 2 10.5% 14 28.0% ホ) 19 14.6% 基本的に賛同できる。 第二の柱で合意された上記の仕組みは、タックス・ヘイブン対策税制などの既存の租税回避防止措置との重複が 39 63.9% 15 79.0% \sim) 14 28.0% 68 52.3% \sim) \sim) 多いと感じている。国内法化に際しては重複の排除や簡素化が欠かせない。 現時点では情報又は検討が不十分又は不確実でよく分からない。2023年中の実施はあまりに性急で、現実的では 55.7% 9 47.49 卜) 37.7% 34 12.09 49 チ) その他(具体的にご記入ください) チ) チ) 0.09チ) 3 15.89 0 5 8.2% -8 6.29<u>5.消費税</u> (1)消費税率の引き上げと使途・軽減税率 【問41】 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅 将来的に消費税率は、どの程度の税率が妥当であると考えますか。 (注) ここでの「将来的」とは、現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定しております。2025年には団塊の世代 が後期高齢者になり始め、その5年後が2030年となります。 (参考; 標準税率 2022年1月現在) 5%台湾、7%シンガポール、タイ; 8%スイス; 10%韓国、オーストラリア、インドネシア; 13%中国、カナダ; 16%メキシコ; 17%イスラエル; 18%トルコ; 19%ドイツ; 20%イギリス、フランス、オーストリア; 21%ベルギー、スペイン、オランダ; 22%イタリア、ポーランド; 23%アイルランド、ポルトガル; 24%フィンランド、ギリシャ; 25%スウェーデン、デンマーク、ノルウエー 消費税率を現行より引き下げる 3.3% 0 0.09 11 22.09 10.0% 10% (現状維持) 22 36.1% 口) 21. 19 口) 11 22.09 口) 37 28.5% 10~13% 11.5% 6.09ハ) 0 10 7. 79 ノ**ハ**) 0.093 二) $13 \sim 15\%$ 二) 23.9% 13 21. 39 6 31. 69 12 24.09 二) 31 ホ) $15 \sim 18\%$ ホ) ホ) 21. 19 ホ) ホ) 16 12.3% 8 13. 19 8.09 \sim) 20% 11.5% 2 10.5% \sim) 14.0% 16 12.3% 20%以上 1.6% 10.5 4.095 3.99 その他(具体的にご記入ください) チ) チ) 0 0.0% 3.3% 3 2.39 1 5.39【問42】 使途及び目的税化 税制抜本改革法上、消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並 びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされています。今後、消費税率のさらなる引き上げが 行われたとき、消費税の使途はどのようにすべきと考えますか。 社会保障以外の歳出を促してしまうことのないよう、使途は限定する必要がある。 20 32.8% イ) 5 26.3% 18 36.0% イ) 43 33. 19 ロ) 消費税の増税を国民に理解してもらうためには、現行の目的税化はやむを得ない。 口) 24 39.3% 口) 8 42.1% 口) 12 24.0% 口) 33.9% 44 ハ) 税の基本からすれば一般税であることが望ましく、使途の硬直化に繋がる危惧があるため目的税化には反対。 11) 29.5% ハ) 31.6% 11) 20 40.0% 33.9% 18 6 ハ) 44 ニ) その他(具体的にご記入ください) 二) 0 0.0% 二) 0 0.0% 二) 0 0.0% 二) 0 0.0% 【問43】 軽減税率の適用 軽減税率制度が既に実施されていますが、軽減税率についてどのように考えますか。 イ) 軽減税率の対象をさらに拡大する。 2 9 6.9% 6 9.8% イ) 1 5.3% イ) 4.09 イ) ロ) 軽減税率の対象は、現在の取扱いでよい。 口) 16 26.2% 口) 2 10.59 口) 14 28.0% 口) 32 24.6% ハ) 低所得者対策にそぐわないものは軽減税率の対象からはずす。 2 13 10.0% 13.1% ハ) 3 15.8% 4.09 8 二) 1.6% ニ) 軽減税率の対象を縮小する。 二) 5.3% 二) 2.0% 二) 3 2.3% 1 ホ) 軽減税率は、制度としての弊害が多いため、廃止する。 ホ) 30 49.2% ホ) 12 63.2% ホ) 30 60.0% ホ) 72 55.4% その他(具体的にご記入ください) \sim) 1 1.6% \sim) 0 0.0% \sim) 2.0% \sim) 2 1.5% (2)インボイス制度 【問44】 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) 課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式(イ ンボイス制度)」が制度化されました。これをどのように考えますか。(複数回答可) イ) 軽減税率制度の有無に関係なく徴税の適正化の視点から必要な制度。 11 18.0% 3 15.8% イ) 25 50.0% イ) 30.0% イ) ロ) 軽減税率制度下では、事務手続きが大変でも必要な制度。 口) 14.8% 口) 4 21.1% 口) 9 18.09 口) 16.9% ハ) 免税事業者が取引から排除されないように手当てをする。 22.0% 22 16.9% 13.1% 3 15.89 11 小規模事業者には事務負担が大きいので、例外的に現行の帳簿保存制度を残す。 二) 二) 10.5% =) 18.0% 二) 16 12.3% 5 2 9 8.2% ホ) 消費税率の引き上げには十分な周知期間があったため、小規模事業者への過度な配慮は必要ない。 ホ) 6.6% ホ) 2. 10.5% ホ) 2 4.09 ホ) 8 6.2% 4 事務手続きが複雑になるので、現在制度化されているような簡易な制度が必要。 36 59.0% 10 52.6% 18.0% 55 42.3% ト) その他(具体的にご記入ください) 卜) 4.9% 卜) 卜) 6.0% 卜) 5.3% 3 3 1 5.4% (3)消費税の転嫁 【問45】 消費税の転嫁について |消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税ですが、転嫁の円滑化のためには、どのよう |な対策が特に有効と考えますか。 国民に対する広報の徹底 18.0% 2 10.5% 16.9% イ) 11 18.0% イ) ロ) 消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知 口) 12 19.7% 口) 6 31.6% 口) 8 16.0% 口) 26 20.0% 1.6% ハ)講習会等の開催や相談体制の整備 11) 5.3% ハ) 2. 0% 2.3% 不公正な取引の検査、監視の強化 二) 26.2% =) 26.3% 二) 17 34.0% 二) 38 29.2% 16 5 ホ) 価格表示に関する業界内の統一基準の策定 12.0% ホ) ホ) ホ) ホ) 20 15.4% 13 21.3% 1 5.3% 6 違法行為に対する情報提供の促進と提供者の保護 2 3.3% 0 0.0% 10.0% 5.4% ト) 新たな施策を追加する必要はない 卜) 8.2% 卜) 2 10.5% 卜) 2.0% 卜) 6.2% 5 8 1 チ) その他(具体的にご記入ください) 4.0% チ) チ) チ) 2 チ) 1.6% 10.5% 3.9%

6. 地方税 (1) 地方税のあり方 【問46】 地方税のあり方 地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。(複数回答可) イ) 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底する。 27.9% 36.89 34.0% 31.5% 17 17 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は、応益負担として重いので見直 31.2% 口) 42. 19 18.0% 27.7% 口) 19 8 口) 9 口) 36 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行う。 11) 11) 43 70.5% 11) 11 57.99 19 38.0% 11) 73 56.2% 個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトは低いので、見直す。 6.09 0.09 3 3.9% 3.3° 0 超過課税及び法定外税は、その多くが法人負担に偏った税制となっており、見直す。 ホ) ホ) ホ) 木) 13.9% 9 14.8% ホ) 4 21. 19 5 10.09 18 地方固有の税源である固定資産税と都市計画税は、防災対策など社会資本整備のためにも増税する余地がある。 1.695. 39 2 4.093. 19 法人課税は縮小し、地方消費税によって地域間の財政力格差を是正すべき。 36.8% 21 10 16.4% 7 8.09 16.2% 4 法人課税とその再分配の仕組みによって、地域間の財政力格差を是正すべき。 チ) チ) チ) チ) 9 14.8% 3 15.8% 14.0% 19 14.6% その他(具体的にご記入ください) リ) 1.6% リ) 5.39 IJ) 2.0% IJ) (2)個人住民税 【問47】 個人住民税 個人住民税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可) 均等割(市町村民税:年3.5千円、道府県民税:年1.5千円)については、引き上げる。 15 24.6% 6 31.6% 12 24.0% イ) 25.4% ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引き下げを行う。 10 16.4% 口) 21. 19 口) 7 14.0% 口) 21 16.2% 4 所得割の税率を引き上げる。 */*\) *八*) 6.6% *ノ*ハ) 1 5.3% ノ**ハ**) 5 10.09 *J*\) 10 7. 7% 現行制度を維持する。 二) 22 36.1% 二) 21.19 二) 21 42.09 二) 47 36.2% 4 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近 ホ) 20 ホ) 10 20.0% ホ) 32.89 ホ) 8 42. 19 38 29.2% づけるため、現年課税に変更する。 その他(具体的にご記入ください) 0 0.0% 0.090 0.09 0 0.0% (3)法人住民税・事業税等 【問48】 法人住民税・事業税 法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可) 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行 67.2% 13 68.4% イ) 35 70.0% 68.5% イ) イ) イ) うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担 口) 15 24.6% 口) 6 31.6% 口) 8 16.0% 口) 29 22.3% が大きくなっているので、事業所の規模の実態に応じた応益的な仕組みに改める。 法人住民税にも、グループ通算制度を導入する。 18 29.5% 31.69 6 12.0930 23, 19 外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等、仕組みが複雑であるので、簡素化する。 32 52.5% 11 57.9% 14 28.09 二) 57 43.9% 応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大する。 10.5% ホ) ホ) ホ) ホ) 8 13.1% 2 5 10.09 15 11.5% 資本金1億円以下の企業への外形標準課税の拡大は、中小企業に対する増税となることから反対。 4 6.6% 1 5.3% 6 12.09 11 8.5% 地方法人課税は法人に偏った負担となっているので、地方法人課税の抜本的な改革の中で見直しを行うべきであ 2 卜) 3 6 9.8% ト) 10.59 6.0% ト) 11 8.5% り、外形標準課税のみその対象を拡大することには、慎重を要する。 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税(資本金1億円以下)の所得割は応益負担とは言えず、見直 チ) 9.8% 3 15.8% 2.0910 7.7% 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり見直す。 IJ) IJ) IJ) IJ) 6 9.8% 5 26. 3% 4.0% 13 10.0% ヌ) その他(具体的にご記入ください) ヌ) 3 4.9% ヌ) 5.39 ヌ) 0 0.0% ヌ) 3. 1 (4)固定資産税 【問49】 固定資産税 |償却資産に対する固定資産税のあり方についてどのように考えますか。 (複数回答可) イ) 償却資産に対する固定資産税は、廃止をする。 43 70.5% イ) 15 79.09 50.09 63.9% 償却資産に対する固定資産税については、軽減措置の適用を拡大する。 口) 21, 19 口) 10.09 口) 13.1% 口) 17 13. 19 8 4 5 償却資産に対する固定資産税については、現状維持でよい。 ハ) 13 21.3% 八) 2 10.5% *八*) 18 36.0% 33 25.4% 二) 二) 償却資産に対する固定資産税については、課税を強化するべき。 0 0.0% 二) 0 0.0% =) 2.09 1 0.8% その他(具体的にご記入ください) ホ) ホ) 2 3.3% 2 10.59ホ) 0 0.09 ホ) 4 3. 19 <u>7. その他の税制等</u> <u>(1)環境関連税制</u> 【問50】 グリーン社会の実現と税制 |日本は、グリーン社会の実現を目指し、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排 出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言しました。グリーン社会の実現と税制について、どのように考え (注)炭素税は温室効果ガスの一つであるCO2の排出に着目したものです。日本では「地球温暖化対策のための税」 を導入済です。 炭素税を導入することは、カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い、イノ 5.3% 20.0% 16.9% イ) 11 18.0% イ) イ) 10 イ) 22 ベーションを阻害し、グリーン社会の実現に逆行するので反対である。 炭素税は、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、既存税制の評価を行った上で、その政策効果や 口) 33 54.1% 口) 13 68.4% 口) 20 40.0% 口) 66 50.8% 国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である。 炭素税を含む経済的手法は、企業の研究開発や設備投資の原資を奪わず、産業の競争力強化や経済成長につなが 10.5% 13.1% *ノ*ヽ) *八*) 10 20.09 20 15.4% るイノベーションや投資を促進するものに限って導入すべきである。 地球温暖化防止のためには、炭素税の拡充を含む税制のグリーン化により、СО2排出抑制を図ることで、グ 二) 9 14.8% 二) 5.3% 二) 10 20.0% 二) 20 15.4% 1 リーン社会を実現する必要がある。 ホ) その他(具体的にご記入ください) ホ) 0 0.0% ホ) 2 10.5% ホ) 0 0.0% ホ) 2 1.5% 【<u>問51】 車体課税</u> 車体課税については、令和元年度改正において抜本的見直しが行われました。(1)自動車取得税は、消費税率10%への 引き上げ時にあわせて、令和元年10月から廃止され、(2)自動車重量税及び自動車税、軽自動車税は、エコカー減税制 度の基本構造を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に多額の財源が必要となる中 で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ、見直しが行われました。今後の自動車重量税のあり方をど のように考えますか。 (複数回答可) イ) 自動車重量税は道路整備という課税根拠がなくなっているので、廃止をする。 イ) 11 18.0% イ) 4 21.1% イ) 17 34.0% イ) 32 24.6% 自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に合 口) 24 39.3% 口) 47.4% 口) 19 38.0% 口) 52 40.0% わせ軽減する 自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担を明確化し、目的税化す 19 31.2% 21.1% 10 20.0% 33 25.4% グリーン化機能及び環境性能割の維持・強化を図る。 二) 二) 12 19.7% 二) 21.1% 二) 9 18.0% 二) 25 19.2% ホ) その他(具体的にご記入ください) ホ) 1.5% 1.6% ホ) 1 5.3% 0.0% ホ) 1

Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備 【問52】 税務に関するコーポレートガバナンス 大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には 、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンス(以下:税務 CG)を充実させていくことが重要かつ効果的であるとの観点から、税務当局は、税務CGの充実に向けた取組を推進し てきました。令和3年6月においては、リスク・ベス・アプロチ□ (RBA)の考え方に基に見直しが行われ、その取組は -層進展しています。このような取組みについてどのように考えますか。 (複数回答可) 指揮・監督等に対する企業トップマネジメントの適切な関与が必要。 54.1% 8 42. 19 68.0% イ) 57.7% ロ) 経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要。 52.5% 口) 47.4% 口) 48.0% 口) 口) 32 24 65 50.0% 企業の取組をできるだけ尊重し、調査の必要度を決定すべき。 */*\) 11) 40 65.6% *7*\) 13 68.4% *八*) 11 22.0% *7*\) 64 49.2% 評価結果に関する企業への伝達内容をさらに充実すべき。 二) 18 29.5% 二) 42.19 二) 16.0% 二) 34 26.2% 有益な具体的取組事例の情報など、公表内容をさらに充実すべき。 31.6% ホ) ホ) ホ) ホ) 21 10 16.4% 6 5 10.0% 16.2% 本取組を拡大し、中小企業にも広く普及・拡大するべき。 \sim) 5 8.2% 5.3% \sim) 6 12.0% \sim) 12 9.2% 1 ト) その他(具体的にご記入ください) 卜) 0 0.0% 卜) 0 0.0% 卜) 0 0.0% 0 0.0% 【問53】 企業の税務ガバナンス グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスが重要な位置付けとなっています。これからの税務ガバナンスにお |ける重要な点を選んでください。 (複数回答可) 本社の税務人員の強化 68.9% 9 47.4% 36.09 53. 19 イ) 42 イ) イ) 18 イ) 69 口) 海外子会社の税務人員の強化 口) 22 36.1% 口) 36.8% 口) 13 26.09 口) 42 32.3% 税務情報のアップデート・収集 29 47.5% 10 52.6% 17 34.0% 43.1% 部門間のコミュニケーション 二) 二) 二) 22.0% 二) 31 50.8% 二) 9 47.4% 11 51 39. 2% 経営層の理解度・認知度の向上 ホ) 55.7% ホ) 10 52.6% ホ) 29 58.0% ホ) 73 56.2% 34 ITなどの技術の活用 22 36.1% 9 47.4% 11 22.0% \sim) 42 32.3% ト) 外部コンサルタントの活用 卜) 17 27.9% 卜) 5 26.3% 卜) 5 10.0% 卜) 27 20.8% チ) 現状十分に対応ができている 0.0% チ) 0 チ) チ) 0.0% 0 0.09 0 0.0% リ) その他(具体的にご記入ください) IJ) リ) リ) 0.0% リ) () 3.3% 1 5. 39 3 2. 39 【問54】 マイナンバー制度について マイナンバー制度は平成28年1月から行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野での利用が 始まり、所謂マイナポータルも既に運用されています。利活用は金融分野、医療分野にも拡大されつつあります。番 号制度は複数の機関に存在する個人情報を確認し、制度の効率性、透明性を高める社会的基盤です。同制度について どのように考えますか。3つ以内でお選びください。 イ) 国民の利便性を高めるため、社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことが望 50.8% 73.7% 50.8% 14 42.0% 行政の効率性を高めるため、各行政機関が所掌の分野にとどまらず、さらに横断的に番号の利活用をすすめるべ 口) 35 57.4% 口) 10 52.6% 口) 13 26.0% 口) 58 44.6% 個人情報の漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、官民ともに徹底した情報管理を望む。 11) 30 49.2% */*\) 9 47.4% 20 40.0% *7*\) 59 45.4% 26.9% 同制度は仕組みや手続が煩雑であり、企業や個人の事務負担の観点から改善が望まれる。 二) 16 26.2% 36.8% 二) 12 24.0% 二) 35 現時点では今後どのような問題が生ずるのか判断できかねる。 \sim) 8.2% 2 10.5% 6 12.0% 13 10.0% \sim) \sim) \sim) \sim) 5 その他(具体的にご記入ください) ト) 卜) 1.6% 卜) 1 5.3% 卜) 0 0.0% 2 1.5% 【問55】 納税者の知見・意識の向上 近年では文部科学省の新学習指導要領の新教育課程において「公共」が2022年から開始されるなど、納税者の知見・ 意識の向上について様々な取組みが進められています。国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税(者)意識を 高めるために、どのような施策が有効であると考えますか。(複数回答可) 広報活動を持続的、かつ、幅広く実施する。 31 50.8% イ) 12 63. 2% イ) 44.0% イ) 65 50.0% ロ) 学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく。 口) 44 72.1% 口) 17 89.5% 口) 38 76.0% 口) 99 76.2% 租税に関する罰則を強化する。 5.3% 12.0% 12 */*\) ハ) 5 8.2% *八*) *八*) 6 *八*) 9.2% その他(具体的にご記入ください) 二) 0 0.0% 二) 0 0.0% 二) 2 4.0% 二) 2 1.5% 【問56】 納税環境の整備 納税環境の整備について重要と思われるものをお答え下さい。(複数回答可) 財源確保と公平性の担保、厳正な課税・徴収事務の遂行のため、徴税組織を強化する 6.6% イ) 5.3% イ) 12 24.0% イ) 17 13. 19 ロ) 徴税効率を上げるため、地方公共団体間での事務事業の共同化や、国との連携を強化する。 口) 口) 24 39.3% 42.1% 口) 17 34.0% 口) 49 37.7% 電子申告、電子納税・電子帳簿等の利用促進・改善など税務行政のDX化をさらに推進する。 52.0% 79 ハ) 38 62.3% *八*) 15 79.0% *八*) 26 */*\) 60.8% 予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制度や相談体制を充実させる。 二) 28 45.9% 二) 9 47.4% 二) 23 46.0% 二) 60 46.2% 地方税申告・納付の簡素化を図る。 ホ) 35 57.4% ホ) 10 52.6% ホ) 13 26.0% ホ) 58 44.6% ウェブサイト等でのわかり易い情報提供の充実。 18.0% 10.8% 0.0% \sim) \sim) 5 8.2% ~) 0 ~) 9 ~) 14 その他(具体的にご記入ください) 1.6% 卜) 卜) 0 0.0% F) 卜) 1 () 0.0% 1 0.8% Ⅳ.当協会へのご要望等 【問57】 今後、当協会の運営において充実を望むものを選んでください。(複数回答可) 税制改正要望(税制改正に関する租研意見を含む) イ) 59.0% イ) 46.0% 53. 19 税務行政への要望(通達化、法令等の取り扱いの明確化など) 57.9% 44.0% 57.4% 口) 口) 口) 35 11 口) 22 口) 68 52.3% 外国税務当局との交流促進(外国税務当局の講演、意見交換など) 13 21.3% 26.3% ハ) 14.0% 25 19.2% ハ) ハ) **ハ**) ハ) 二) 行政当局との意見交換 47.4% 二) 13 18 29.5% 9 26.09 40 30.8% ホ) 研究会活動 ホ) 14.8% ホ) 21.1% ホ) 11 22.0% ホ) 24 18.5% 会員懇談会 34.0% 54 28 45.9% 9 47.4% 17 41.5% 卜) 租税研究大会 卜) 卜) 9 18.0% ト) 3.3% 5.3% 12 1 9.29チ) 基礎講座 チ) 21 34.4% チ) 21.1% チ) 5 10.0% チ) 30 23.1% 出版(租税研究、租研大会記録、OECDモデル租税条約等) リ) リ) IJ) リ) リ) 5 8.2% 15.8% 11 22.0% 19 14.6% オンライン配信の活用などデジタル化の一層の推進 27.9% ヌ) 17 36.89 13 26.0% ヌ) 37 28.59ル) 現状に満足している 11.5% 5.3% 5 10.0% 10.0% ヲ) ヲ) ヲ) ヲ) ヲ) 特にない 1.6% 0 0.0% 2.0% 1.5% 1 1 2 ワ) その他(具体的にご記入ください) ワ) ワ) ワ) ワ) 1 1.6% 0 0.0% 0 0.0% 0.8% 【問58】 会員懇談会のテーマについては、租研の事業目的や会員のニーズに相応しいものを取り上げるように努めています。 次のようなテーマについて、望ましいと思われるものを選んでください。(複数回答可) イ) 財政問題 4.9% イ) 10.5% イ) 20.0% イ) 11.5% ロ) 今後の税制改革 口) 口) 57.9% 38.0% 口) 27 44.3% 口) 19 57 43.9% 11 ハ) 本年度の税制改正 ハ) 40 65.6% ハ) 12 63. 2% ハ) 19 38.0% ハ) 71 54.6% 税制の解釈、適用 二) 37 60.7% 68.4% 26 52.0% 76 58.5% 13 ホ) 46.0% 60.0% ホ) 税制の実務的な取扱い ホ) ホ) 43 70.5% ホ) 12 63. 2% 23 78 税制に関する紛争、訴訟、判例 25 31.69 18 36.0% 49 37.7% 41.09 \sim) ト) 所得税制 6.6% 3 15.8% 8.09 11 8.59 4 チ)相続税・贈与税 チ) チ) 1.6% チ) 5.3% 7 14.0% チ) 9 6.9% 法人税制 リ) IJ) 32 52.5% 9 47.4% IJ) 14 28.0% 55 42.3% ヌ) 消費税制 ヌ) ヌ) ヌ) 22.0% ヌ) 24 39.3% 6 31.6% 11 41 31.5% ル) 地方税制 ル) 10.5% ル) 4.0% 10.0% 9 14.8% 2 13 外国の税制、税務執行 ヲ) 12 42.1% ヲ) 9 18.0% 22.3% 19.7% 8 29 ワ) タックスヘイブン税制 ワ) ワ) ワ) ワ) 31 50.8% 9 47.4% 10 20.09 50 38.5% 力) 移転価格税制 力) 力) 28 45.9% 力) 10 52.69 13 26.09 力) 51 39.2% 国際課税(タックスへイブン税制、移転価格税制を除く) 日) 52.6% 日) 16.0% 49 日) 31 50.8% 日) 10 日) 37. 7% 8 タ) 経済問題 タ) 3.3% タ) 0 0.0% タ) 3 6.0% 3.9% レ) 会社法関係 3 4.9% レ) 5.3% 6 12.0% 10 7.7% 1 企業会計関係 ソ) 1.6% 0 0.0% 14.0% 8 6.2% 26.3% ツ) カーボンプライシング関係 ツ) ツ) ツ) 16.2% 14 23.0% 5 4.0% 21 ネ) 申告・納税手続き関係 ネ) ネ) ネ) 4.0% ネ) 6.6% 5.3% 5.4% ナ) その他(具体的にご記入ください) ナ) 1.6% ナ) 0 0.0% ナ) () 0.0% ナ) 0.8% 【問59】 その他、当協会へのご要望、または改善すべき課題をご記入ください。

<u>回答者の業種・職業</u> 【間60】												
ご回答された方は次のどれに該当しますか。												
イ) 農業, 林業 ロ) 漁業 ハ) 鉱業, 採石業, 砂利採取業 ニ) 建設業 木) 電気・ガス・熱供給・水道業 ト) 情報通信業 チ) 運輸業, 郵便業 リ) 卸売業・小売業 ヌ) 金融業・保険業 ル) 不動産業, 物品賃貸業 ヲ) 学術研究, 専門・技術サービス業 ワ) 宿泊業, 飲食サービス業 カ) 生活関連サービス業, 娯楽業 ヨ) 教育, 学習支援業 タ) 医療, 福祉 レ) 複合サービス事業 ソ) サービス事業 ソ) サービス事業 ソ) サービス事業(他に分類されないもの) ツ) 公務 (他に分類されるものを除く) ネ) 分類不能の産業 ナ) 個人会員	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナ	0 0 1 6 30 6 1 0 5 8 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0. 0% 0. 0% 1. 6% 9. 8% 49. 2% 9. 8% 1. 6% 0. 0% 8. 2% 13. 1% 3. 3% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 3. 3% 1. 6% 3. 3% 0. 0%	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナ)))	0 0 0 1 8 2 1 1 1 4 0 0 0 0 0 0 0 1 0 0 1	0. 0% 0. 0% 0. 0% 5. 3% 42. 1% 10. 5% 5. 3% 5. 3% 6. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 5. 3% 0. 0% 5. 3% 0. 0%	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナ))))))	0 0 0 1 0 0 0 0 0 1 0 0 0 0 7 0 0 0 0 0	0. 0% 0. 0% 0. 0% 2. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 14. 0% 0. 0% 10. 0% 10. 0% 0. 0% 10. 0% 10. 0%	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナ))))))))))))))))))))))))))))))))))))	0 0 1 8 38 8 2 1 7 12 2 7 0 0 5 0 0 8 1 3 3 3	0. 0% 0. 0% 0. 8% 6. 2% 29. 2% 6. 2% 1. 5% 0. 8% 5. 4% 0. 0% 0. 0% 3. 9% 0. 0% 6. 2% 0. 8% 2. 3% 23. 9%
間62でホ)とお答えになられた方にお伺いします。下記のどの分類*に該当しますか。 *イ) ~ ウ) については日本標準産業分類中分類に準拠しています。 4	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナラムウ	1 2 1 0 0 1 0 7 0 0 1 0 0 2 1 0 2 1 1 0 2 1 1 0 2 1 1 1 1	1. 6% 3. 3% 1. 6% 0. 0% 0. 0% 1. 6% 0. 0% 11. 5% 0. 0% 0. 0% 3. 3% 1. 6% 0. 0% 3. 3% 1. 6% 1. 6% 9. 8% 0. 0% 3. 3% 1. 6%	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナラムウ	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 0 0 0 0 1	0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 5. 3% 0. 0% 5. 3% 5. 3% 5. 3% 5. 3% 5. 3%	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナラムウ))))))))))))	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0. 0% 0. 0%	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナラムウ))))))))))))))))))))))))))))))))))))	1 2 1 0 0 2 0 7 0 0 1 2 0 0 3 3 3 0 2 4 4 3 2 16 6 0 0 2 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	0. 8% 1. 5% 0. 8% 0. 0% 0. 0% 1. 5% 0. 0% 1. 5% 0. 0% 1. 5% 0. 0% 1. 5% 1. 5% 1. 5% 1. 5% 1. 5% 1. 5% 1. 5% 1. 5% 1. 5%